

排水設備工事施工基準 (令和5年7月改訂)

蒲郡市下水道事業

改訂のポイント（改訂時に改訂場所を明記します）

R5.7.1 改訂

2-3(4) 設計図記入例変更、文言変更

2-6 図の表記追加、数値内容変更

2-7 分譲時の費用負担について追記

2-9(2)ウ 追加写真例について追記

3-4(2)イ 文言変更

4-1(2) 文言変更

7-2(7)ウ 文言変更

8-3(1) 使用開始等届の提出について追記

8-4(4) 文言変更

12-1 分譲時の費用負担について追記、文言変更

蒲郡市役所 上下水道部 下水道課

住所 〒443-8601

愛知県 蒲郡市 旭町 17-1

電話 排水設備担当 0533-66-1140

給排水窓口（委託業者）

0533-66-1210

料金窓口（委託業者）

0533-66-1129

ファックス 0533-66-1182

完了図提出用メールアドレス skyuuhaisui@city.gamagori.lg.jp

各種様式のダウンロード

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/suido/suidoyoushiki-dl.html>

目 次

1. はじめに	1-1
1-1 目的	1-1
1-2 法令等	1-1
1-3 用語の解説	1-1
2. 排水設備工事の手続き	2-1
2-1 排水設備の基本事項	2-1
2-2 排水設備の管理	2-2
2-3 排水設備の新設又は改造の申請	2-3
2-4 申込みに必要な費用	2-14
2-5 取付管の位置及び口径・公共ますの位置及び仕様	2-15
2-6 図の表記について	2-15
2-7 申請に伴う取付管及び公共ますの費用負担	2-18
2-8 排水設備の撤去	2-19
2-9 排水設備工事の完了	2-22
2-10 排水設備の構造及び材質	2-31
3. 公共ますの設置	3-1
3-1 公共ます設置の基本事項	3-1
3-2 公共ますの設置	3-1
3-3 集合住宅における留意点	3-7
3-4 私道・位置指定道路における公共ますの配置	3-8
3-5 セットバックした土地にかかる公共ますの取り扱い	3-11
4. 排水設備工事の施工	4-1
4-1 排水設備工事施工の基本事項	4-1
4-2 私道に布設する場合	4-2
4-3 排水設備の工事の施工	4-3
4-4 土工基準	4-4
4-5 排水設備工事についての注意事項	4-4
4-6 補助制度について	4-6
5. 事業場排水	5-1
5-1 事業場排水の基本事項	5-1
5-2 特定事業場に関する手続き	5-1

5-3	除害施設に関する手続き	5-8
5-4	排水基準	5-9
6.	阻集器	6-1
6-1	阻集器の基本事項	6-1
6-2	阻集器に関する注意事項	6-3
7.	開発行為等における下水管布設工事及び排水設備工事	7-1
7-1	開発行為等における污水管布設工事	7-1
7-2	開発行為等における污水管布設等の工事	7-2
8.	その他	8-1
8-1	道路占用許可及び道路使用許可	8-1
8-2	地下埋設物の確認	8-1
8-3	使用開始等届の処遇について	8-1
8-4	物件設置許可申請が必要な場合について	8-2
9.	指定工事店	9-1
9-1	変更等の届出	9-1
9-2	指定の取り消し、停止及び行政指導	9-2
10.	条例等	10-2
11.	書類様式	11-2
12.	よくある質問	12-1
12-1	申請	12-1
12-2	改築	12-2
12-3	その他	12-2

1. はじめに

1-1 目的

この基準は、本市下水道条例等の規定に基づき、排水設備工事の技術上の基準及び手続きを定め、適正な運営を図ることを目的とする。

1-2 法令等

この基準に掲げる法令等は次のとおりである。

- ・法 … 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）をいう。
- ・施行規則…下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）をいう。
- ・施行令 … 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）をいう。
- ・条例 … 蒲郡市下水道条例（昭和 52 年蒲郡市条例第 10 号）をいう。
- ・施行規程 … 蒲郡市下水道条例施行規程(平成 31 年下水道事業管理規程第 14 号)をいう。
- ・指定工事店規程 … 蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程(平成 31 年下水道管理規程第 15 号)をいう。
- ・公共ます要綱…公共ます等に関する要綱をいう。
- ・区域外流入要綱…蒲郡市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱をいう。
- ・蒲郡市工事標準仕様書

1-3 用語の解説

- ・排水設備 …法第 10 条第 1 項に規定する排水設備(排水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除きます。)をいう。(法第 10 条第 1 項より、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(以下「排水設備」という。))
- ・排水設備設置義務者…法第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当する者(以下「設置義務者」という。)をいう。(法第 10 条第 1 項より、「一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者、二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者、三 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者」)
- ・公共ます…宅地内等からの汚水を公共下水道に取り入れるもので、公道と民

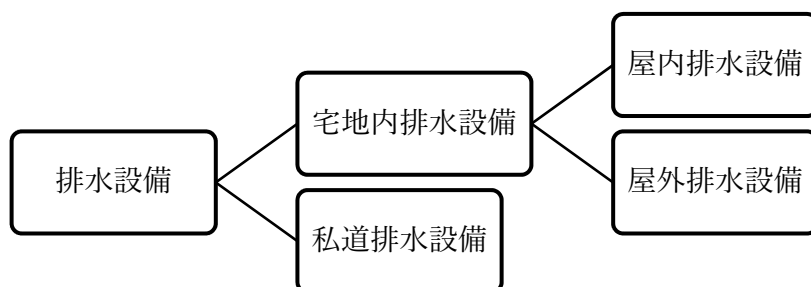
有地との境界付近に設けられる「ます」をいう。

- ・ 取付管 …公共下水道の施設で排水設備の公共ますに接続するものをいう。
- ・ 特定事業場…特定施設(政令で定めるものを除く。法第十二条の十二、法第十八条の二及び法第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場をいう。
- ・ 特定施設…公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいう。
- ・ 除害施設…著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で設けるように定められた、下水による障害を除去するために必要な施設をいう。
- ・ 阻集器…排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造を持った器具又は装置をいう。
- ・ ドレン排水 … 高効率給湯器のうち、潜熱回収機構を有する給湯器等において、その構造上、一定量発生するガス燃焼由来の凝縮水をいう。

2. 排水設備工事の手続き

2-1 排水設備の基本事項

(1) 排水設備の種別・種類



引用：公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説 2016年版」

(2) 工事区分

工事区分は次のとおりである。

- ・新設 … 新規に下水道へ接続する排水設備を設置する工事をいう。
 - ※ 括弧部分について
 - 新築…汚水を排出したことのない場所
 - 浄化槽…単独処理浄化槽または合併処理浄化槽から下水道に転換する場合
 - 汲取り…汲取り便槽から下水道に転換する場合
- ・増設 … 既設で公共ます以上の排水設備があり、公共ますから分岐して排水設備を増設する工事をいう。
- ・改築 … 既設で公共ます以上の排水設備があり、器具の変更、公共ますの位置・種類の変更、汚水管の経路変更、公共ますより民地側で排水設備の変更または増設を行う工事をいう。
- ・撤去 … 排水設備の全てまたは公共ますより民地側全ての排水設備を撤去する工事をいう。

(3) 汚水の種類

汚水の種類は次のとおりです。

- ・家庭 … 一般家庭に使用するもの。(共同住宅、特定事業場以外の営業施設・官公署を含む)
- ・事業 … 特定事業場に該当又は除害施設や阻集器を設置する営業施設をいう。
- ・阻集器の種類…阻集器を本工事で設置する場合に設置する阻集器の種類

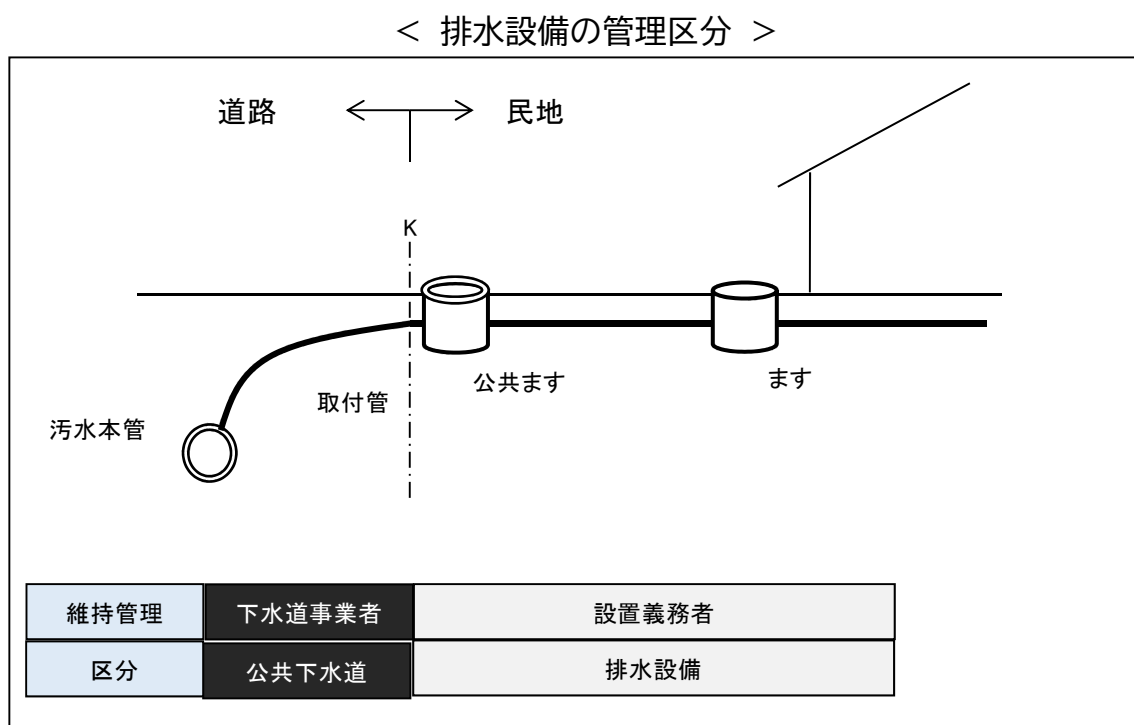
(4) 使用水の種類

- ・水道水…水道水を使用する場合
- ・井戸水…井戸水を使用する場合（ただし、散水等、下水道に流出しないものは除く）

2-2 排水設備の管理

排水設備は、設置義務者の所有物であるため、設置義務者で管理するものとされている。（法第10条第2項）

本市においては、公道下（私道への公共下水道布設要綱適用時は該当の私道も含む）の排水設備（取付管）は費用負担にかかわらず、維持管理を下水道事業者が行い、民地内の公共ます以上の排水設備は、公共ますの費用負担にかかわらず、設置義務者で維持管理を行うものとしている。



公共ますとは、取付管が汚水本管から分岐し、民地内の最初のますをいう。原則として官民境界から1.0m程度に設けるもので、インバートは45度3方向のもの（90度3方向も可とする）とし、蓋は塩ビ製、鋳鉄製にかかわらず市章入りのものとする。

関連法令

- ・ 公共ます要綱第2条（設置場所）第2項
公共ますは、宅地等の敷地内に設置し、公道等の境界より原則1 m以内とする。ただし、蒲郡市長（以下「市長」という。）がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。
- ・ 条例規程第7条(排水設備の構造基準)第1項第1号
取付管に接続する公共ますは、公有地と私有地との境界線を公共ますの吐出口が一致するように設置すること。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2-3 排水設備の新設又は改造の申請

(1) 工事の申請

排水設備工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。（条例第5条）

排水設備工事の設計及び施工は、指定工事店でなければ行ってはならない。（条例第6条）

申込書の提出は、一般的に指定工事店が行っているが、設置義務者本人による提出を否定するものではない。

条例上、排水設備工事は、「新設」、「増設」、「改築」及び「撤去」を指す。

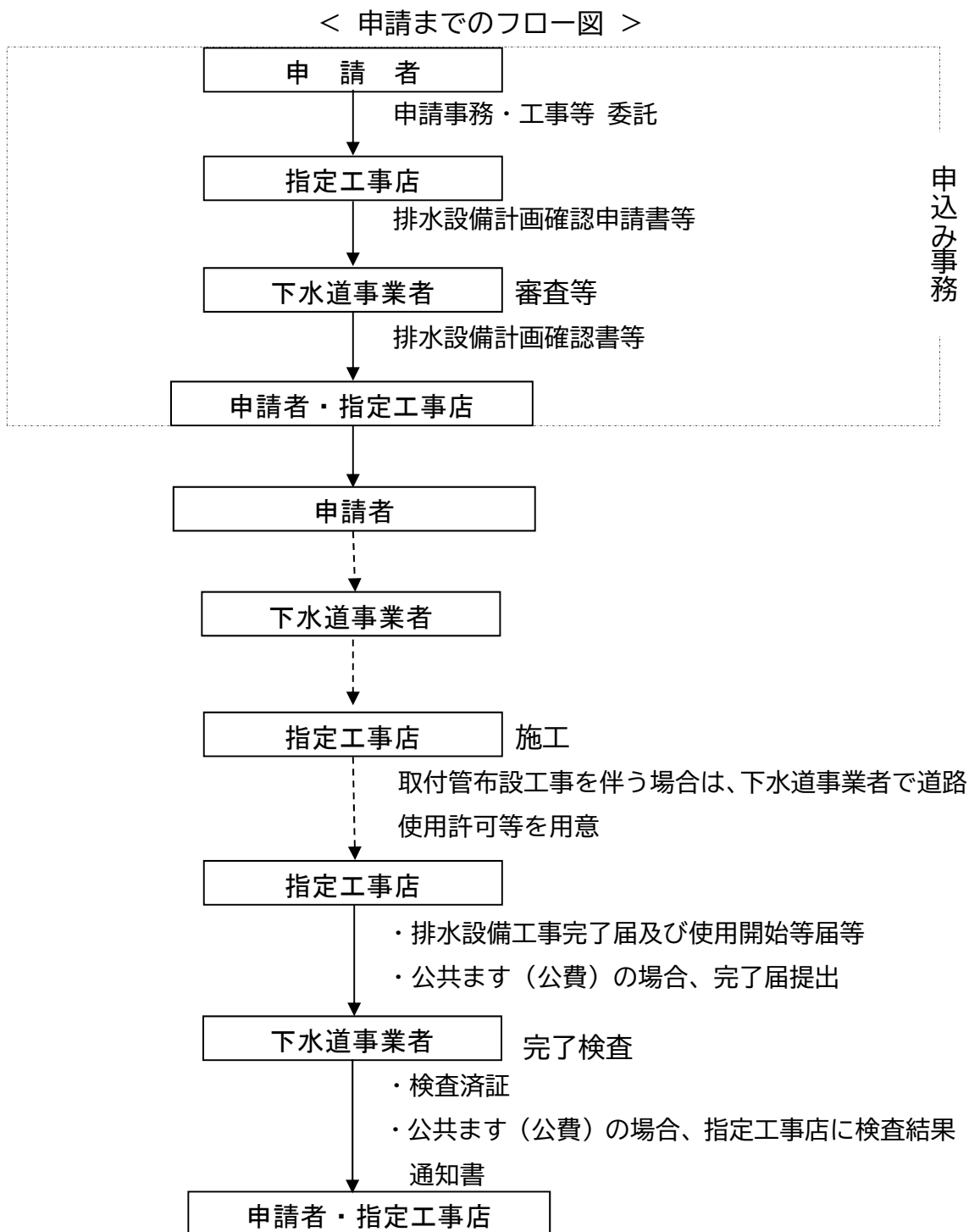
ただし、排水設備工事として申込みができるのは、宅内の設備を設置することを条件としており、公共ますのみ、または取付管のみの申込みは原則受理しない。（◆[8-4 \(3\) 汚水取付管のみ布設する場合](#) 参照）

関連法令

- ・ 条例第5条第1項（排水設備計画の確認）
排水設備の新設、増設、改築又は撤去の工事(以下「排水設備工事」という。)を行おうとする者は、あらかじめ管理規程で定めるところにより申請し、市長の確認を受けなければならない。
- ・ 条例第6条第1項（排水設備工事の実施）
排水設備工事の設計及び施工は、市長がこれらの技能を有する者として指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

(2) 排水設備計画確認申請事務の流れ

申請の具体的な事務としては、排水設備計画確認申請書受理後、審査等を行い、排水設備計画確認書の発行をもって申請及び承認を得たものとして扱う。



※ 私費の場合は、公共ます設置工事の完了届の提出及び検査結果通知書の発行はない。

(3) 申込みにあたり事前協議等が必要な事項

次の事項に該当する場合は、すみやかな排水設備工事の手続きが行えるよう、事前に排水設備担当と協議・調整等を行うこと。

- ・ 取付管が必要な場合
- ・ 支線延長が必要な場合
- ・ 仮管での接続が必要な場合
- ・ 開発許可を必要とする区域の場合
- ・ 複数の土地所有者により構成される私道で、複数の設置義務者が存在する場合（位置指定道路を含む）
- ・ 排水処理能力に問題があると思われる場合
- ・ 排水基準に問題があると思われる場合
- ・ 特殊な材料を使用する予定である場合
- ・ 使用開始時期が通常と異なる場合（◆[12-3.その他](#) 参照）

(4) 申請に必要な書類

排水設備工事の申請は、当該工事に関係する以下の必要書類を提出すること。

☆給水装置工事申込書及び排水設備計画確認申請書（以下「排水設備計画確認申請書」という）第1号様式

☆図面

☆位置図（A4版、がまごおり都市計画情報マップより出図）

- ・ 公共ます等増設申請書（前面道路に取付管がない場合）
- ・ 誓約書（受益者負担金未賦課の場合）
- ・ 下水道事業受益者負担金徴収猶予取消届出書（受益者負担金が猶予である場合）
- ・ 下水道事業受益者負担金変更申告書（受益者負担金が猶予であり、受益者の変更がある場合）
- ・ 使用開始等届（工事中に下水道を休止する場合）

☆…必須書類

<注意事項>

- ・ 給水装置工事を伴う場合は、本申込みに合わせて給水装置工事の申請も必要になるため、前述の書類の他 給水装置工事申請書類一式も必要である。

参 考

- ・ 申請後、申請者の住所・氏名が変更になる場合（給水）

申請後、申請者にかかる事項（住所・氏名）が変更になる場合は、あらかじめ料金窓口にて所有権移転手続きを行い、その後すみやかに給水担当へ、受付

番号と新しい所有者(申込者)名を報告すること。口頭でも構わないが、できれば所有権移転届の写しに受付番号を記載したものを提出していただきたい。

・「提出書類確認書」ファイルによる確認

水道課ホームページからダウンロードできる「提出書類確認書」ファイル(EXCEL)を利用すれば、必要書類が簡単に分かるようになっている。

・開閉栓等の届出方法(井戸)

井戸水のみ使用している場合は、使用開始等届による届出のみでしか受け付けられない。

参 考

給水装置の使用者の変更及び使用の開始・中止等簡易なものについては、口頭等での届出が可能。(蒲郡市水道事業給水条例施行規程第11条)具体的には、開栓、閉栓、使用者変更、納入通知などの郵送先の変更は電話・ファックスでも受け付ける。

・工事期間の変更、中止の届出方法

工事期間の変更は、「蒲郡市下水道条例第5条による工事期間変更届」を排水設備計画確認申請書に記載している完了予定日より前に提出すること。

工事の中止の場合は、「排水設備計画確認申請取消願」及び市が発行した「排水設備計画確認書」をわかり次第速やかに提出すること。

< 排水設備計画確認申請書の書き方の主な注意点等 >

書き方の詳細は、担当職員に確認するか、様式ファイルのコメント等を参照すること。

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第8条関係)

受付番号	水 検 査 号	第	—	号
	給 水 受 付 号	第		号

給水装置工事申込書 ・ 排水設備計画確認申請書

蒲都市長 様 令和 年 月 日

申込者(所有者) 住所
申請者 氏名 **①**
電話番号 — —

水道施設分担金及び手数料については、蒲都市水道事業給水条例及び蒲都市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに合意し、同条例第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。
 蒲都市下水道条例第5条の規定により次のとおり申請します。

申込にあたり、土地・家屋及び既設給水装置の権利者と申込者が異なる場合は、民法第213条の2又は第213条の3の適用があるときは同法213条の2第3項の通知をし、適用がないときは権利者の同意を得ます。

装置設置場所 蒲都市 (区画整理 街区 仮 **②** (建物名 部屋))

給水装置	工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 (建替・増径・減径・位置変更)	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 廃止
	種 類	<input type="checkbox"/> 専用 (<input type="checkbox"/> 支管分岐) <input type="checkbox"/> 私設消火栓	
給水装置	用 途	<input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	給水装置	本 管 口 径	mm 受 水 槽 m
		分 岐 口 径	mm 支 管 分 岐 管 水 検 査 号 第 —
		新メーター口径	mm 道 路 工 事 有 ・ 無
旧メーター口径	mm 分 水 止 工 事 無 ・ 民 ・ 市		
第一止水	乙・丙・仕切在 程 敷 () 程		

排水設備

工事区分	<input type="checkbox"/> 新設 (新築・浄化槽・汲取り) <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去
汚水の種類	<input type="checkbox"/> 家庭汚水 <input type="checkbox"/> 事業汚水: 阻集器の種類:
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井 ③ <input type="checkbox"/> その他 取付管工事 有(公費)・有(私費)・無
融資あつ旋申込	有・無 概算工事費 円 公共ます費用区分 公費 ・ 私費

工事期間 着手予定日 令和 年 月 日 完了予定日 令和 年 月 日

委 任 状 令和 年 月 日

以下の者に給水装置工事・排水設備工事の施行及び工事に関する事務の一切を委任します。

委任者 (申込者)

指定給水装置工事事業者
排水設備指定工事店 主任技術者
責任技術者

道 路 分 移 管 願 令和 年 月 日

給水装置のうち、道路に属する部分は、工事検査後、水道事業者にて維持管理をお願いいたします。

申込者

①申込者氏名

- ・ 記名の場合、漢字の確認を行うこと。

間違いやすい漢字(例) 崎・崎・寄、高・高、広・廣、浜・濱、来・未

- ・ 印字できない漢字は似た字を印字せず手書きで記入すること。

印字できない漢字(例) 吉の“土”が“土”、来の三本線が“三”

- ・ 申込者が外国籍の場合は、外国人登録証明書にある氏名(アルファベット表記)とし、ヨミガナは日本国内で使用しているもの(カタカナ表記)とする。

②装置設置場所

- ・ 対象となる土地全ての地番を記載すること。
- ・ 住居表示地域は、地番と住居表示を併記すること。
- ・ 区画整理地内は、地番(底地)と街区番号を記載する。このとき、土地区画整理事業名は、下の例にならって省略事業名で記載すること。

区画整理事業名(例)「中部土地区画整理」、「駅南土地区画整理」

③排水設備

- ・ 工事期間は長めに取っておくのが望ましい。
- ・ 融資あつ旋申込がある場合は、有無及び概算工事費の記入をすること。

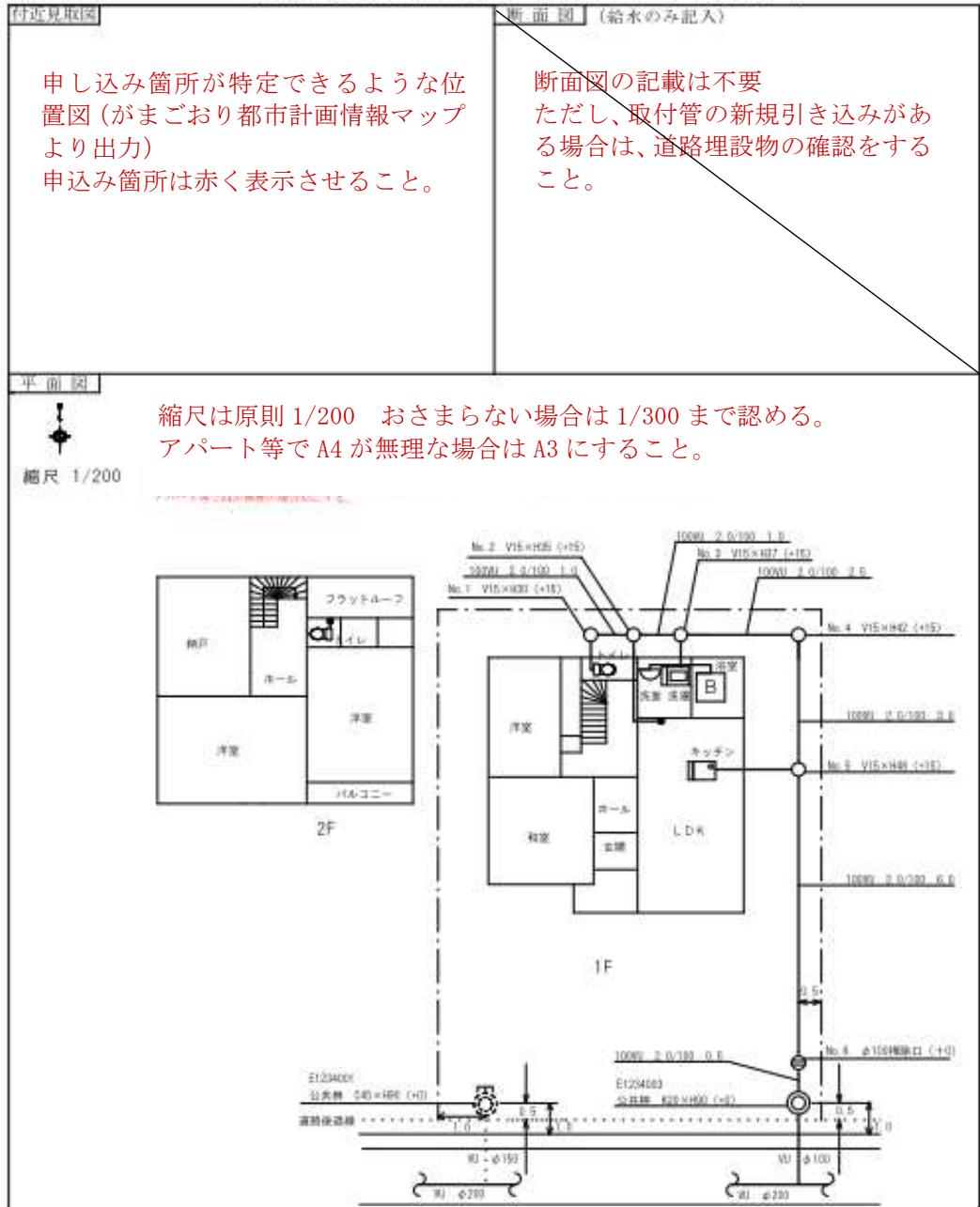
○その他

- ・ 申込者の個人情報や押印に関する項目の訂正は訂正印又は再提出に限る。(修正ペン等の使用は不可)

記入例

工事業者名	(株)蒲郡設備	設置場所	蒲郡市旭町17-1
主任技術者 責任技術者	下道 二郎	完了検査日	有資格者の署名による。承認人でも可。
氏名	蒲郡 太郎	排水設備番号	E1234003 (東)、E1234001 (西)

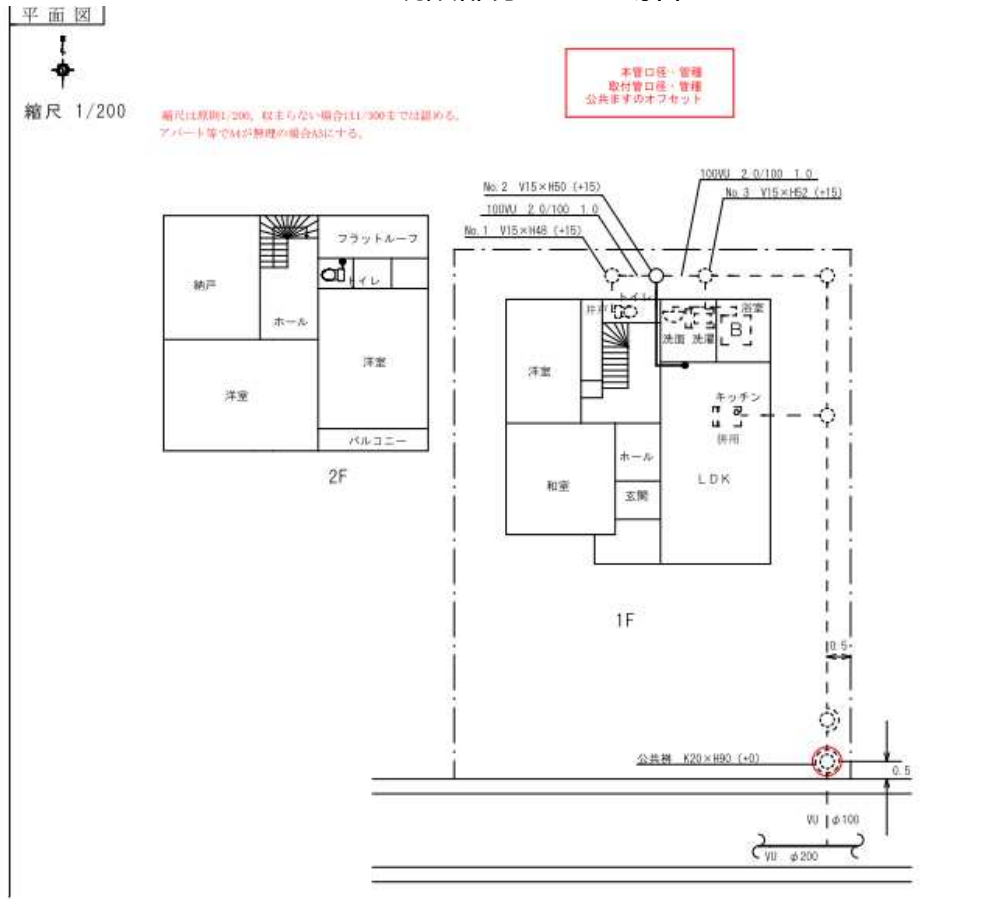
給水装置工事図面(設計図・ 完了図) 完了時には必ず記入
 排水設備工事図面(設計図・ 完了図) すること。



縮尺は原則 1/200 おさまらない場合は 1/300 まで認める。
 アパート等で A4 が無理な場合は A3 にすること。

- ・道路取付管口径・管種、公共ますのオフセットを明記すること。(土地の境が不明の場合は、人孔からの距離等を記載し、位置が分かるようにすること。道路後退部分も明記すること。)
- ・複数のメーターを使用する場合は、各メーターの給水場所が分かるように、水栓番号を記載すること。
- ・井戸水を使用する場合、井戸使用器具が分かるように明記すること。(例：「井戸」、「併用」を設備の近くに記載)
- ・立面図の記載は不要とする。
- ・土地に複数の公共ますや本工事で他に撤去する公共ます(管止め表記)がある場合は、図及び排水設備番号を記載すること。
- ・図の表記方法は◆2-6 図の表記についてを参照すること。
- ・ます番号は上流から振り分けること。
- ・製品として、ますに付属している掃除口以外は、ます情報及びますの間の管情報を追加すること。

<既設部分がある場合>



<既設部分がある場合>

- ・新設部分の上下流のます及び管の情報を記載すること。
- ・新設部分がある建物について公共ますまでの配管を図で記載すること。
- ・既設部分は点線で表記すること。
- ・公共ます付近の情報は記載すること。

※浄化槽や汲み取り便槽からの切り替えの場合も同様とする。

(5) 臨時用給水

臨時用給水とは、新設にて給水装置の申込みから完了までの工事中に水道を使用するものを指す。臨時用給水中は、基本的には工事用で使用するため、下水道使用料はかからないが、やむを得ず下水道に接続する場合は、◆[12-3. その他](#)を参照すること。

(6) その他添付書類

ア. 公共ます等増設申請書（第2号様式、第3号様式）

取付管の新規布設をする場合に提出すること。公費（第2号様式）もしくは私費（第3号様式）の2パターンがある。費用負担については、公共ます等に関する要綱に基づいて判断するため、必ず事前に下水道課排水設備担当に確認が必要である。下水道事業者が道路使用許可に関する準備をするため、市道の場合は申請から1カ月半以上、国県道及び支線延長を要する場合は3カ月半以上工事に要する。また、時期によっては工事ができない期間がある。原則として施工場所によって業者が決まり、特に私費の場合は市内の業者が望ましい。取付管施工ができるのは「土木工事一式」の許可が必要である。

公費の場合は、断面図の記載は不要だが、民地側に位置が分かるようにマーキング（赤色）を行うこと（以下のとおり）。



イ. 誓約書（受益者負担金）

受益者負担金が未賦課の場所にて排水設備工事を行う場合は、申請と同時に誓約書の提出を行い、受益者負担金の支払いの約束を得るものである。受益者負担金は供用開始後に賦課され、賦課当時の土地所有者に通知される流れだが、時期は未定である。賦課される前に支払いを希望される場合は、下水道課に事前に相談すること。

ウ. 受益者変更、猶予取消（受益者負担金）

受益者負担金が猶予になっている土地において、排水設備計画確認申請書を提出する場合は、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消届出書の提出が必要である。この場合、受益者は申請者ではなく、受益者負担金の賦課当時の

土地の所有者であるため、土地の売買や相続等により土地所有者に変更があり、受益者負担金を支払う方が異なるのであれば、下水道事業受益者負担金変更申告書により、変更の届出が必要である。受益者負担金の賦課状況や書類の書き方について下水道課に問い合わせること。

エ. 使用開始等届

工事期間中に給水はするが下水道管に流れない場合は、使用開始等届にて休止の届出の提出が必要である（臨時用給水は除く）。

また、井戸水の使用がある場合の状況の変更や井戸水を使用しない場合、休止中に名義の変更がある場合にも提出が必要である。

書類は、閉栓するメーター分やアパートの散水栓分でも提出が必要になるため、事前に用意することをお勧めする。

オ. 阻集器やポンプの仕様書

除害施設ではない阻集器（ヘアトラップ等）やポンプを設置する場合は、型式や容量等が分かる仕様書を添付すること。その内容を基に、完了臨場検査にて実際の製品を確認する。

2-4 申込みに必要な費用

(1) 受益者負担金額

受益者負担金は、賦課対象区域内の土地の面積に、それぞれの負担金額を乗じた額を負担していただくものである。

なお、各地区の負担金額は、以下のとおりである。

負担区の名称	単位負担金額
蒲郡負担区	250円
三谷・犬飼負担区	300円
拾石・水竹・江畑負担区	350円
形原第1・豊岡第1・大塚第1負担区	370円
三谷温泉負担区	410円
形原第2・蒲郡中部・大塚第2負担区	380円
西浦負担区	380円
豊岡第2・平田・清田・竹谷東・竹谷西・鹿島・金平・形原第3・西浦西負担区	430円

<受益者負担金とは>

都市計画事業として執行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第75条の規定に基づく受益者負担金をいう。

(2) 手数料

申込み時に必要な手数料はない。

参 考

その他の手数料としては、次のものがある。(条例第25条)

- ・ 図面の写し交付手数料 300円/枚
- ・ 排水設備指定工事店指定手数料 1万円/件

2-5 取付管の位置及び口径・公共ますの位置及び仕様

(1) 取付管の位置

取付管の位置決定にあたっては、次のことを考慮すること。

- ・隣接する取付管との距離は 1m 以上確保する。
- ・他の埋設管との離隔を 30cm 以上確保する。
- ・勾配は 2%以上とする。
- ・最低土被りは 80cm とする。(道路埋設物の関係で異なることがあるため、事前に埋設確認を行うこと。)
- ・上流の流れを妨げない構造とする。
- ・官民境界付近までとする。(原則、公共ますは官民境界から 1m 以内とし、延長分は下水道事業者から費用を出すことはない。)
- ・隣地境界との距離は 1m 程度確保する。(塀の基礎等の関係で公共ますの設置ができなくなる恐れがあるため)

(2) 取付管の口径

原則φ100mm とする。ただし、排水処理能力に支障をきたす可能性がある場合は、下水道管理者との協議が必要であり、φ100mm 以外の場合は流量計算表など根拠となる書類の提出が必要である。

(3) 公共ますの位置・仕様について

- ・公共ますの位置は、原則官民境界から 1m 以内とすること。
- ・インバートは基本的に 45 度 3 方向を使用し、90 度 3 方向も可とする。
- ・日本下水道協会等の規格に基づいた材料を使用すること。
- ・蓋は市章入りのものとし、重量物の影響を受ける場合は鋳鉄製にすること。

関連法令

- ・公共ます要綱第 11 条 (公共ますの品質等)

公共ますの品質及び性能は、日本下水道協会規格「下水道用硬質塩化ビニル製ます」に適合したものとする。なお、インバート部の構造は横型三方向合流のもので、埋設深度に応じ下表によるものとし、蓋は市章デザイン入りとする。

2-6 図の表記について

次表のように取り決める。なお、次表によりがたい場合は、下水道事業者と協議すること。

設計図表記号表

記号	種別	記号	種別
◎	公共ます	▽	小便器
○	汚水ます(P、V)	◕	和風兼用便器
●	トラップます(P、V)	◔	洋風便器
□	汚水ます(C)	◒	洗面器・手洗器
■	汚水ます(C)	⊠	浄化槽
▢	除害施設	▣	側溝型床排水
⊕	掃除口	—	排水管
●⊕	掃除口(管トラップ付)	-----	既設排水管
→	マストラップ	- · - · - ·	官民界
⊕	床排水口	- · · - · ·	隣地境界線
⊠	浴槽・風呂	V U・V P	硬質塩化ビニル管
▢	台所流し	G P	鋼管
▢	洗場	C I P	鋳鉄管
▣	洗濯機	H・HP	ヒューム管
◔	ドレン排水	T	陶管
◎	立管	⊕	ドロップます

※ 井戸水等の使用がある場合は、図面の該当設備の付近に「井戸」若しくは「併用」と記載すること。

<設計図の記載数値について>

種別	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下第1位まで	7.8
ますの寸法	c m		15
管径（呼び径）	mm		100
管の勾配	mm	小数点以下第1位まで	2.0/100
掃除口の口径	mm		100
ますの深さ	c m	整数	43
ますの天端高（GL）	c m		(+15)

引用：公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説 2016 年版」

※ 記入数値の直近下位の端数を四捨五入すること。

※ GL は変化点のます付近に記載すること。

2-7 申請に伴う取付管及び公共ますの費用負担

取付管の布設工事及び公共ます設置工事に要する費用は、原則1宅地に1個までは公費とするが、それ以外は特別な事情を除き、申請者の負担とする（公共ます等に関する要綱）。また、費用負担については、トラブルに発展しやすいので、必ず下水道事業者を確認すること。ただし、分譲を予定している場合は、下水道事業者を確認後、土地の売買に関与する不動産業者等で各区画の費用負担を決めてから申請をしていただきたい。

※ 支管の布設延長が必要な場合の費用負担もこの費用負担に準ずる。

(1) 公費になる条件

次の項目を満たすものとする。

- ・排水設備計画確認申請書と合わせて提出すること。
- ・取付管が布設されていないこと。

※ 隣接する土地の名義が同一所有者または同一世帯員である場合はまとめて1宅地とみなす。

- ・物理的に排水をまとめることができないこと。

(2) 提出書類

申込み時に、排水設備計画確認申請書等に加えて次の書類を添付すること。

(◆2-3(4)申請に必要な書類 参照)

- ・公共ます等増設申請書（第2号様式または第3号様式）

(3) 取付管布設工事の施工者

費用負担にかかわらず、土木工事一式の許可がある業者である必要がある。

公費の場合は、下水道事業者（仮管の場合は他事業者）の発注にて施工する。

業者選定も下水道事業者（仮管の場合は他事業者）にて行う。

私費の場合は、第3号様式を提出する前までに業者を選定してもらう必要がある。施工業者は、施工の信頼性の確保をするために、公費の場合に施工している業者でお願いしていただきたい。不明の場合は、下水道事業者にご相談すること。

(4) 公共ます設置工事の施工者

指定工事店で行う。

(5) 留意事項

ア. 事前協議の時期

支管及び取付管の布設は、排水設備工事の申込みを受理し、受益者負担金の入金を確認した後に発注事務を行う。入札工事、占用協議、境界査定又は他企業との近接協議等の現場条件により、汚水管の接続が可能となるまで少なくとも申請から3ヶ月半以上要する。排水設備工事に伴い支管の布設延長がある場合は、できる限り早い段階で事前協議を行うこと。

2-8 排水設備の撤去

(1) 撤去等の基本事項

排水を止める方法には、撤去及び休止がある。これらの違いについては、下表のとおりである。

種類	排水設備	必要な申請
撤去	全て撤去もしくは公共ますだけ残す	排水設備計画確認申請書
休止	撤去なし	使用開始等届

※ 公共ますを残すかどうかの判断については、設置義務者の判断によるが、土砂の流入を防ぐため、キャップ止めが必要である。ただし、土のうで簡易的に止めるのではなく、塩化ビニル製のキャップやモルタルにて土砂の流入を防ぐこと。

(2) 撤去の費用負担

公共ますの撤去の費用は、維持管理が設置義務者のため、設置義務者の費用負担で、設置義務者が施工する。取付管の撤去が必要な場合は、第4号様式を提出された上で、下水道事業者で行うが、取付管を残しても土地の現況復旧に問題はなく、将来的な費用負担の問題が発生する可能性があるため、お勧めしない。

関連法令

・公共ます要綱第7条（公共ます等の撤去）

排水設備設置義務者等は、自らの都合により公共ます等が不要となったときは、公共下水道管への支障がないよう保全したうえで、速やかに撤去の申請をするものとする。

・同第8条（公共ます等の費用負担）

公共ます等に係る第3条の設置に要する費用は、市の負担とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、排水設備設置義務者等の負担とする。

- (1) 東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年蒲郡市条例第21号)第5条の規定に基づく決定の通知をした日以後、新たに土地の分筆、売買等で自らの都合による公共ます等の増設をするとき。
- (2) 第2条における協議により決めた設置場所以外で設置する必要性が生じたとき。
- (3) 第5条の規定による公共ます等の増設をするとき。
- (4) 第6条の規定に該当するとき。
- (5) 前条の規定による公共ますを撤去するとき。

(3) 公共ますの再設置

設置義務者の負担により、排水設備の改築により工事を行うこと。(排水設備番号は過去に取得した番号で取得する)

(4) 撤去の申請・完了

ア. 撤去の申請

排水設備計画確認申請書の「撤去」にて行う。

新設又は改築の排水設備工事に伴うときは、同一書類で「撤去」にもチェックを入れること。

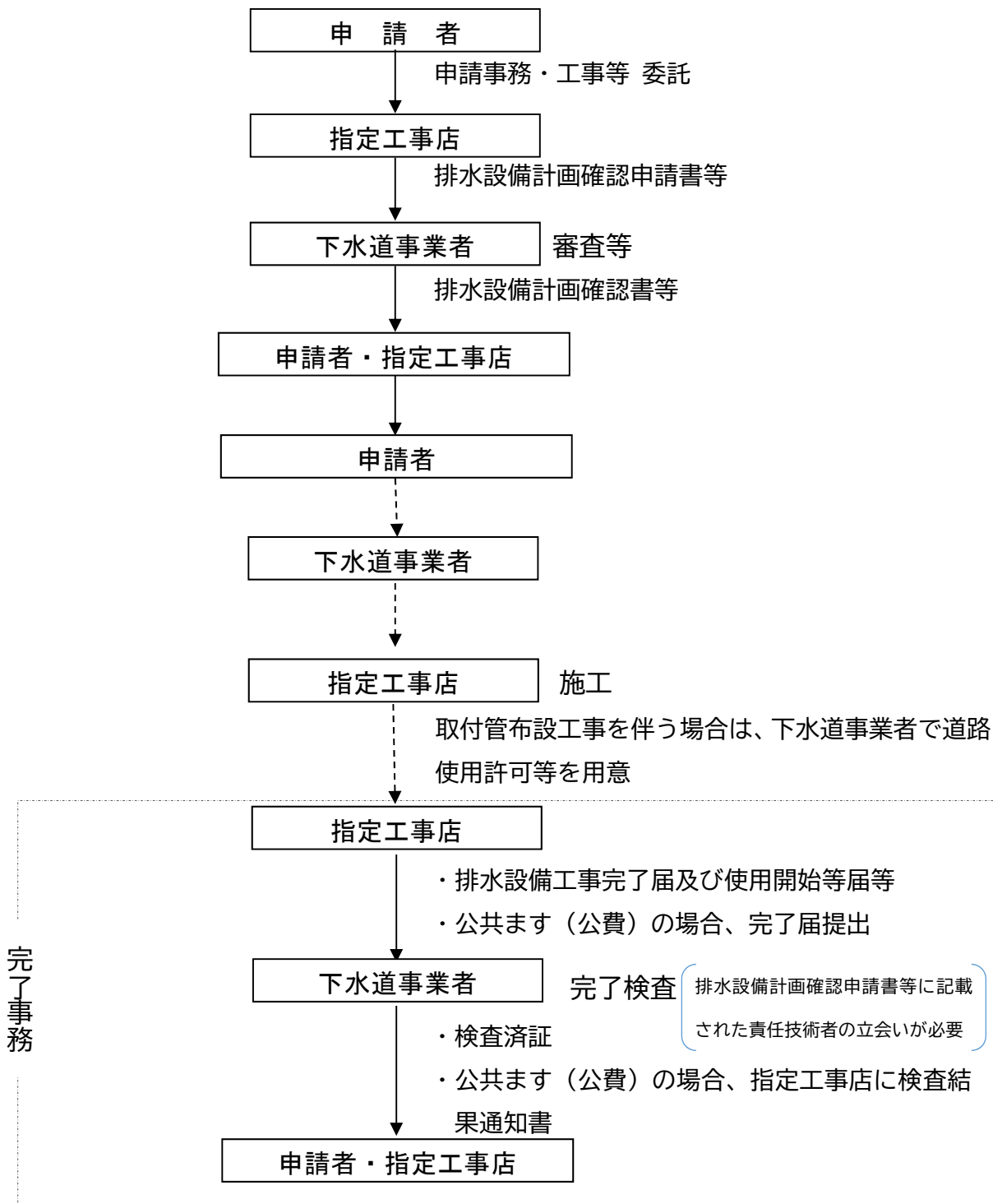
イ. 撤去の完了

排水設備工事完了届及び使用開始等届（以下、排水設備工事完了届といいます。）の提出が必要である。その際、着手前、キャップ止め、完了が分かる写真を添付すること。また、公共ますを撤去した場合は、スプレー等で取付管がある位置にマーキング（赤色）をしてもらう必要がある。排水設備工事完了届を提出されても、完了臨場検査は行わず、机上検査で対応する。

2-9 排水設備工事の完了

(1) 排水設備工事完了事務の流れ

<排水設備工事完了事務のフロー図>



※ 私費の場合は、公共ます設置工事の完了届の提出及び検査結果通知書の発行はない。

(2) 完了

ア. 必要な書類

次の書類を下水道事業者へ提出すること。

☆排水設備工事完了届及び使用開始等届

☆位置図（がまごおり都市計画情報マップより出図）

☆図面（変化後の内容でなければ不可）

・完了届一式（公共ますの費用負担が公費の場合であり、完了届、出来形測定成果表、工事写真、請求書）

・使用開始等届（アパート散水栓休止分）

☆…必須書類

<注意事項>

・下水道使用料の賦課について

下水道使用料が発生するのは、完了臨場検査を実施し合格した日＝使用開始日としている。しかしながら、工事完了前に下水道を使用する事例が発生しており、下水道使用料の徴収に苦慮している。発覚した場合、処分の対象になり得るので、新設の場合は絶対にやめていただきたいし、切り替えの場合も工事完了後速やかに排水設備工事完了届の提出をすること。また、完了臨場検査実施後で使用者変更後に使用開始する場合は、その日付を使用開始日とする。

※（下水道事業者対応）使用開始等届を別途提出してもらい、使用開始日から完了臨場検査日までの下水道使用料は別途徴収する。（◆[12-3. その他参照](#)）

・書類の提出にあたって

書類を提出する際には、会社で内容を確認し、指摘がない状態にすること。

・公共ますの深さについて

ますの最深部もしくは取付管側で測定をすること。完了臨場検査の結果によっては数字にずれが生じる恐れがある。写真については±3cm以内のずれであればそのまま受理するが、それ以外の場合は検査時等に写真撮影をし、別途メール等で提出をすること。外構工事の関係でますの深さが確定しない場合は、下水道事業者が総合的に判断を行う。

支払い（出来形測定成果表における設計値と実測値の差）については、±2cm以内のずれ（以下の表のとおり）とし、写真については公称値である±3cm以内のずれとする。

<出来形測定成果表における設計値について>

実測値（一の位）	設計値（一の位）
0	0（切り捨て）
1	
2	
3	5（切り上げ）
4	
5	5（切り捨て）
6	
7	
8	0（切り上げ）
9	

< 排水設備工事完了届の書き方の主な注意点等 >

第4号様式(第7条関係)
第5号様式(第11条関係)

受付番号	水栓番号	第	-	号
	給水受付番号	第		号

<input type="checkbox"/> 給水装置工事完了届及び給水開始届 <input type="checkbox"/> 排水設備工事完了届及び使用開始等届												
蒲郡市長 様	令和 年 月 日											
[指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店] 住所 氏名 [主任技術者 責任技術者] _____												
<input type="checkbox"/> 蒲郡市水道事業給水条例第6条の規定により次のとおり届け出ます。 <input type="checkbox"/> 蒲郡市下水道条例第7条及び第14条の規定により次のとおり届け出ます。												
装置設置場所	蒲郡市 (区画整理 街区 仮 番) (建物名 部屋)											
所有者	住所 _____											
	フリガナ _____											
	氏名 _____ ①電話番号 _____ - _____											
使用者	住所 _____ <input type="checkbox"/> 所有者と同じ											
	フリガナ _____											
	氏名 _____ ②電話番号 _____ - _____											
工事完了日	令和 年 月 日 検査希望日 令和 ③年 月 日											
給水装置	工事種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 水圧検査確認 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
	用途 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他 ()											
	口径変更 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 旧 mm → 新 mm											
	同時閉栓 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 主任技術者検査日 令和 年 月 日											
	メーター取付日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> メーター取付済											
排水設備	工事区分 <input type="checkbox"/> 新設(新築・浄化槽・汲取り) <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去											
	使用水の種類 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他											
	使用開始日 令和 年 月 日											
	構成人員 家族 人 ④・従業員 人・計 人											
	使用形態	<table border="1"> <tr> <td>水道水</td> <td><input type="checkbox"/>便所</td> <td><input type="checkbox"/>ちゅう房</td> <td><input type="checkbox"/>風呂</td> <td><input type="checkbox"/>洗たく</td> </tr> <tr> <td>井戸水等</td> <td><input type="checkbox"/>便所</td> <td><input type="checkbox"/>ちゅう房</td> <td><input type="checkbox"/>風呂</td> <td><input type="checkbox"/>洗たく</td> </tr> </table>	水道水	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> ちゅう房	<input type="checkbox"/> 風呂	<input type="checkbox"/> 洗たく	井戸水等	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> ちゅう房	<input type="checkbox"/> 風呂	<input type="checkbox"/> 洗たく
	水道水	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> ちゅう房	<input type="checkbox"/> 風呂	<input type="checkbox"/> 洗たく							
井戸水等	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> ちゅう房	<input type="checkbox"/> 風呂	<input type="checkbox"/> 洗たく								
融資申込み <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 精算工事費 _____ 円												
備 考												

①所有者氏名

- ・排水設備計画確認申請書にある申込者の氏名を記載すること。
- ・工事期間中に所有者が変わった場合は、旧所有者名を () 書きにすること。

②使用者名

- ・本水栓番号で現在給水中の場合は現使用者名を記載すること。(本書をもって使用者変更はできない)

③検査希望日

- ・検査日は、最短で提出日から2開庁日後(原則火・水・木の午前中)となる。特に希望がない場合は、空欄のままで構わない。日程の確定は前日である。

④排水設備

- ・排水設備計画確認申請書を確認しながらできる限り記述すること。
- ・使用水及び構成人員はこの書類をもって変更可能である。
- ・原則使用開始日=検査実施日(検査希望日)になるが、検査後の使用者変更後に使用開始する場合はその日付とする。
- ・使用形態は図面内容に合わせて記述すること。

イ. 完了図面

完了時に添付する完了図は、設計図面と項目は変わらないが、実際に則し、申請時に修正等連絡があった内容を反映すること。完了臨場検査後に下水道事業者から完了図面の修正依頼を行うことがあるので、速やかに対応すること。

ウ. 完了届（公共ますの費用負担が公費の場合）

完了臨場検査後速やかに提出すること。

完了届記入例を基に作成すること。特に添付書類である工事写真の内容をもって支払いを行うため、深さや状況が確認できるように撮影すること。また、市ホームページに掲載している最新の様式を使用すること。

水替は完了時の検査員からの口頭確認及び完了届に写真を添付すること。

試掘は事前相談を行い、完了届に写真を添付すること。試掘をする際は下水道事業者の立ち合いをし、下水道事業者が入った写真を撮影すること。

矢板（アルミ）は完了届に写真を添付すること。

< 完了届工事写真の撮影例 >



着手前

- ・敷地とますの位置関係が判断できる写真(背景を入れる)



ます設置工

- ・ますの設置状況(全景)が確認できる写真
- ・ますの種類を黒板に記入する(K20、K20Y、K30、K30Y)
- ・ますの使用材料が確認できる写真



砂基礎工

- ・砂基礎工の施工状況が確認できる写真



深さ確認

- ・ますの完了状況が確認できる写真
 - ・ますの深さ及び口径が確認できる写真(スタッフ等を入れて撮影)
 - ・ますの深さ(最深部) H=〇〇cmを黒板に記入する
- ※ますの深さはこの部分のみ記入!



ます設置工

- ・ます下部(インバート部分)の確認できる写真
- ・取付管の管径を黒板に記入(φ100orφ150)
- ・使用しない枝管にキャップがしてあるか確認できる写真



完了

- ・公共ますを中心に周囲の状況が分かる写真(周囲のますの高さや、側溝、水道メーター等が入っている)

※ A4(縦)に写真を3枚並べること。

※ 外構工事の関係で現場でのます深さと予定しているます深さが異なる場合は、側溝や水道メーター等からの差が分かる写真を追加で添付すること。

< 追加写真例 >



(3) 完了検査

完了検査は、排水設備工事完了届を受理した日から2開庁日以降に、責任技術者立会いのもと行う。完了臨場検査は、合格したときに検査済証を貼り付け、下水道の使用についてのパンフレットを検査員から渡す。除害施設等の特殊な設備を設置した場合は、下水道事業者も同行し、申請内容の一致や使用方法の確認を行う。

<注意事項>

検査時にすべてのますを確認できるように準備すること。また、事前に責任技術者で最終確認を行うこと。

関連法令

・条例第7条(排水設備工事の検査)

設置義務者は、排水設備工事が完了したときは、直ちにその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

・指定工事店規程第6条(指定工事店の責務及び遵守事項)

指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(6) 条例第7条の規定による工事完了検査の際、当該工事を担当した責任技術者を立ち合わせなければならない。

(7) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは改修しなければならない。

・同第9条(責任技術者の責務)

責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事がしゅん工した際に市が実施する完了検査に立ち会わなければならない。

(4) 完了図面の電子データ

完了検査で簡易な図面の修正があったときは、下水道事業者からの連絡後、速やかに、電子データ(PDFファイル)で提出すること。

ア. 提出先メールアドレス

skyuuhaisui@city.gamagori.lg.jp

イ. メールの件名

排水設備番号+業者名

(例) E1234567⇒ E1234567 みずみず設備

ウ. 添付ファイルタイトル

排水設備番号

(例) E1234567

エ. メールの本文

連絡事項等がない場合は空欄で構わない。

オ. PDF ファイルの作成方法

PrimoPDF、CubePDF 等 PDF 変換アプリケーションを使用して作成すること。スキャナは文字の判読が困難となるため、できる限り使用しないこと。

2-10 排水設備の構造及び材質

(1) 排水設備の構造及び材質の基本事項

公共ますは原則として、1宅地に1個設置するものとする。

※ 隣接する土地の名義が同一所有者または同一世帯員である場合はまとめて1宅地とみなす。

排水設備の構造及び材質については、法第10条第3項及び施行令第8条、条例第4条第2項、条例規程第7条による。

ただし、基準を満たさない場合は、(例えば露出管を想定している場合は、VU管ではなくVP管、周りを覆うなどの対応が必要) 申込者の理解を求め、事前に下水道事業者にご相談すること。

公益社団法人日本下水道協会の「下水道排水設備指針と解説」の最新版の内容を遵守すること。(主たる例は以下のとおり)

参考

- ・排水管の土被りは、原則として20cm以上とする。ただし、条件により防護、その他の措置を行う。
- ・ますの設置場所は、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な個所に設ける。
- ・便所からの排水管は、排水主管のますに鋭角に合流したり段差を設けることで逆流を防止する。
- ・便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。
- ・器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。

関連法令

- ・法第10条第3項(排水設備の設置等)

第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

- ・施行令第8条(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- 七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もつぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
- ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- 十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

・ 条例第4条第2項(排水設備の接続方法及び内径等)

汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認められた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとしなければならない。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以

下のものの内径は 75 ミリメートル以上とすることができる。

・施行規程第 7 条(排水設備の構造基準)

排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令及び条例第 4 条に規定するもののほか、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 取付管に接続する公共ますは、公有地と私有地との境界線を公共ますの吐出口が一致するように設置すること。ただし、市長が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。
- (2) 水洗便所、ちゅう房施設及び入浴施設等の汚水流出箇所には、容易に検査及び清掃ができる構造の防臭トラップを設けること。
- (3) トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (4) ちゅう房施設及び入浴施設等の汚水流出口には、固型物の流下を留めるに有効な目幅をもったストレーナーを設けること。
- (5) 油脂類を含む汚水を多量に排除する箇所には、オイルトラップ等を設けること。
- (6) 土砂等を含む汚水を多量に排除する箇所には、有効な深さを有する泥だめ等を設けること。

(2) 管路に設置する施設の取扱いについて

ア. ドレン排水

ドレン排水の取り扱いについては、以下、参考のとおりとする。
原則は自然由来のものではないため汚水と判断するが、施工上、汚水への接続が困難な場合は雨水への接続も可能とする。オーバーフロー水も同様の扱いとする。

参考

潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）ドレン排水の取り扱いについては、平成 24 年 3 月 29 日国土交通省通知で、家庭用燃料電池システム（エネファーム）ドレン排水の取り扱いについては平成 26 年 1 月 21 日の国土交通省通知で、原則汚水とするが、特例で「雨水と同様の取扱い」も可能とした。ドレン排水を側溝に流すと側溝や側溝ますに滞留する水に起因する害虫発生などのリスクが潜在するので、原則に従って、ドレン排水は汚水系統に接続するが、建物構造上難しい場合等は各自治体の判断によることとされた。

引用：日本下水道協会 「下水道排水設備指針と解説 2016 年版」

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下水	汚水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	湧水		
雨水	自然現象に起因	降雨、雪解け水	

関連法令

- ・下水道法第 2 条(用語の定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。

イ. 除害施設

グリーストラップ等の除害施設は、法及び条例の基準を超過して排水する場合に、施設の損傷を防止するために設ける必要がある。除害施設新設等届、位置図、付近見取図、平面図、生産工程図、除害施設の設計書、容量計算表（選定根拠）の添付が必要である。除害施設を設置した建物については、定期的に下水道使用者が指導を行うことがある。

関連法令

・ 条例第 10 条(除害施設の設置等)

使用者は、法第 12 条第 1 項に規定する次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45 度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム未満

・ 条例第 11 条

法第 12 条の 11 第 1 項に規定する次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45 度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で他の条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と読み替えるものとする。

・条例第12条(除害施設の新設等の届出)

除害施設の新設、増設、改築又は撤去の工事を行おうとする者は、あらかじめ管理規程で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項の変更をしようとするときも同様とする。

・条例規程第12条(除害施設の新設等の届出)

条例第12条に規定する届出は、除害施設新設等届(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、工事着手30日前までに市長に届け出るものとする。

- (1) 位置図 縮尺は4万分の1以上とすること。
- (2) 付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示すること。
- (3) 平面図 縮尺は500分の1以上とし次の事項を表示すること。

ア 工事予定地の境界線及び面積

イ 道路、建物並びに除害施設の位置及び大きさ

- (4) 生産工程図 生産工程ごとの使用原材料の量及び使用薬品量を表示すること。
- (5) 除害施設の設計書
- (6) その他市長が必要とする書類

ウ. ディスポーザー等

ディスポーザー等の自己処理を行う設備については基準を定めていないが、施設の損傷の恐れがあるため、設置を許可していない。

エ. 屋外の器具

水道を使用して排水する器具については、「ア. ドレン排水」の記載のとおり、汚水に分類される。本市では分流式であるため、屋外に器具を設置する場合は、雨水の混入がないように屋根を設ける、蓋をするなどといったような対策を施すこと。

オ. 留意点

- ① 上記の場合は、指定工事店だけで判断を行わず、事前に下水道事業者にご相談すること。
- ② 排水設備計画確認申請書や排水設備工事完了届に添付する図面には、設置されていることや状況を明記すること。
- ③ 指定工事店は、工事申請者に対して設備等の維持管理について、十分な説明を行い、理解を求めること。
- ④ 上記の場合に限らず、特殊な部材を使用する場合や普段と異なる施工をする場合は、事前に下水道事業者にご相談すること。

3. 公共ますの設置

3-1 公共ます設置の基本事項

公共ますの設置にあたっては、次のことを考慮すること。

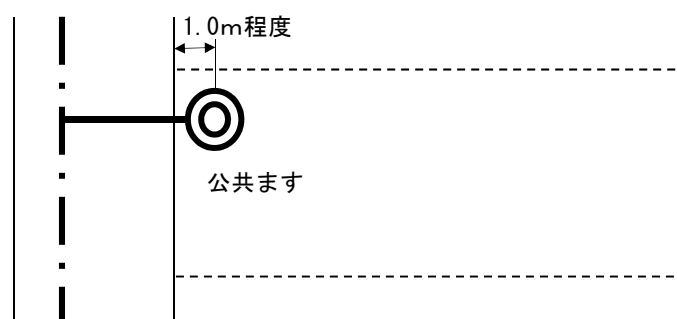
- ・重量物の影響を受けない場所を選定すること。
- ・官民界のもっとも近い民地側（1.0m程度）に設置すること。（諸事情によりこれによりがたい場合を除く）
- ・インバートは基本的に45度3方向を使用し、90度3方向も可とする。
- ・日本下水道協会等の規格に基づいた材料を使用すること。
- ・蓋は市章入りのものとし、重量物の影響を受ける場合は鋳鉄製とする。
- ・公共ます深さが150cm以上場合は矢板を設置し、150cmを超える場合はK30とする。

3-2 公共ますの設置

(1) 公共ます設置の原則

公共ますは原則として、1宅地に1個設置するものとする。

※ 隣接する土地の名義が同一所有者または同一世帯員である場合はまとめて1宅地とみなす。



(2) 材料等

ア. ますの蓋

公共ます蓋は市の認定を得ており、市章が入った物を使用すること。

- ・自動車荷重のかかるところ又はその可能性のあるところは、耐自動車荷重の鋳鉄製蓋を使用すること。

※ 開発区域内、分譲宅地等今後の住宅計画が不明のときも原則としてこれに該当する。

- ・自動車荷重のかからないところは、樹脂製蓋でも可とする。

イ. 材料（公共ます契約書参照）

- ・インバートは基本的に 45 度 3 方向を使用し、90 度 3 方向も可とする。
- ・日本下水道協会等の規格に基づいた材料を使用すること。
- ・公共ます深さが 150 cm 以上場合は矢板（アルミ）を設置し、150cm を超える場合は K30 とする。

取付管の施工状況等によって特殊な材料を使用する可能性がある場合は、下水道事業者と事前に協議をすること。

留意事項

- ・購入に困った際には、蒲都市上下水道協同組合に相談しても構わない。

(3) 費用負担が公費の場合

完了臨場検査受験後速やかに完了届一式を下水道事業者に提出すること。記入例を参考にし、最新の様式を使用すること。

工事完了の都度、請書を締結する。完了図面の修正と一緒に連絡をし、説明をしているが、新規で施工する場合は内容について説明を受ける必要がある。また、特殊な施工を行う場合は下水道事業者と事前協議を必ず行うこと。完了臨場検査時の数値を正とするため、書類の訂正等の依頼をすることがある。

<提出書類>

- ・完了届（金額及び日付は空欄）
- ・出来形測定成果表
- ・工事写真（写真帳表紙は不要）
- ・請求書（口座名義が変更になった場合、令和元年度以降に初めて請求する場合は、初回に限り、口座情報の記入が必要）

※ 費用負担が公費の場合で、水替は完了時の検査員からの口頭確認及び完了届に写真を添付すること。試掘は事前相談を行い、完了届に写真を添付すること。試掘をする際は下水道事業者の立ち合いをし、下水道事業者が入った写真を撮影すること。矢板（アルミ）は完了届に写真を添付すること。

<例>

取付管がφ150mmのコンクリート管又は陶管の場合は、中にφ100mmの塩化ビニル管を挿入し、周りをモルタルで土砂が流入しないように施工した上で、挿入したφ100mmの管にインバートを接続すること。この場合で、費用負担が公費の場合は、150mmではなく100mmとして出来形測定成果表を作成すること。

(4) 1 宅地に公費にて複数の公共ますを設置

次の項目を満たすものとする。

- ・受益者負担金が賦課済みでないこと（猶予地含む）。

※ 隣接する土地の名義が同一所有者または同一世帯員である場合はまとめて1宅地とみなす。

- ・物理的に排水をまとめることができないこと。

なお、費用負担にかかわらず、土地の面積に応じて設置限度が定められている。

<注意事項> **重要**

本来、費用負担にかかわらず、1 宅地に複数の公共ますを設置することは特例であるため、この適用に当たっては拡大解釈しないこと。疑義がある場合は、申込み前に必ず下水道事業者と協議をすること。

< 1 宅地に公費にて複数の公共ますを設置する主な例 >

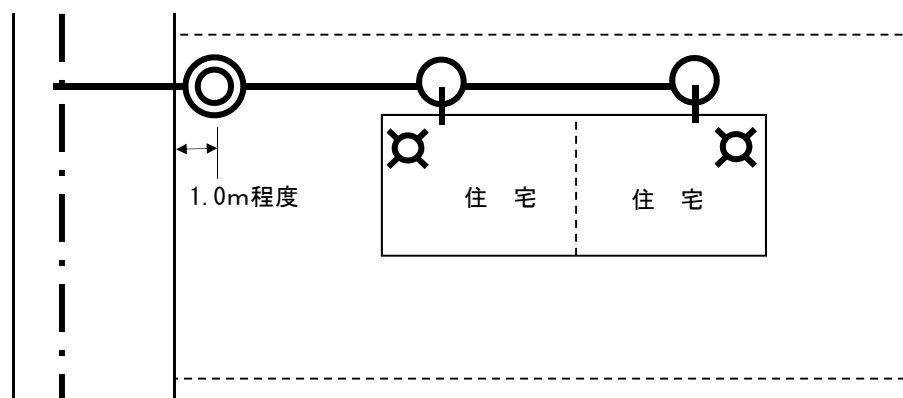
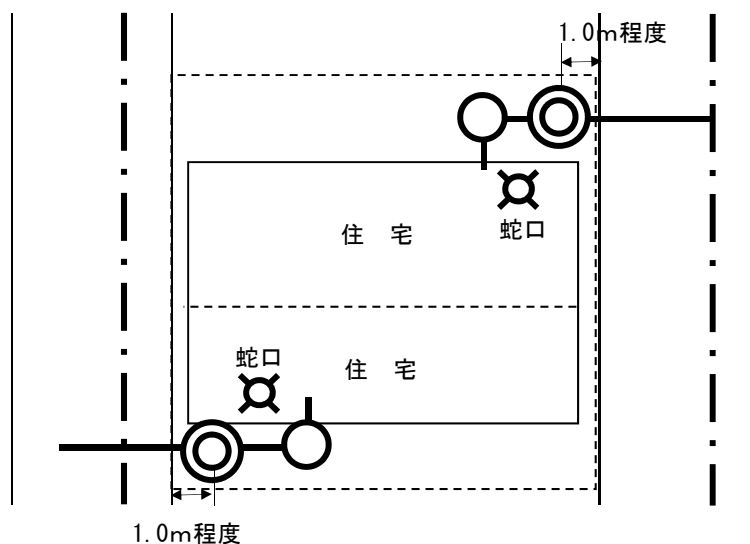
	建物の構成	土地所有者	該当理由
①	複数の住宅	1人	物理的不可
②	建ぺい率	1人	物理的不可
③	一部受益者負担金未賦課	1人	受益者負担金未賦課
④	受益者負担金未賦課	各戸	受益者負担金未賦課
⑤	広大な土地	1人	物理的不可

①複数の住宅

建て替えの予定はなく、排水を1つにまとめることが難しい場合

※ 1つにまとめることが可能な場合は、取付管の口径に問題がないか確認が必要である。

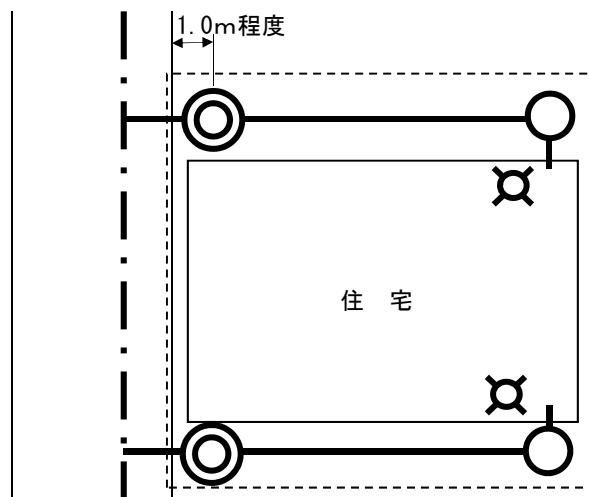
※ 1つにまとめる予定であり、すべての建物が下水道に排水しない場合、料金の算定のために、各々の建物でメーターの設置をする必要がある。



※ 各階で料金を分ける場合も同様とする。

②建ぺい率が高い

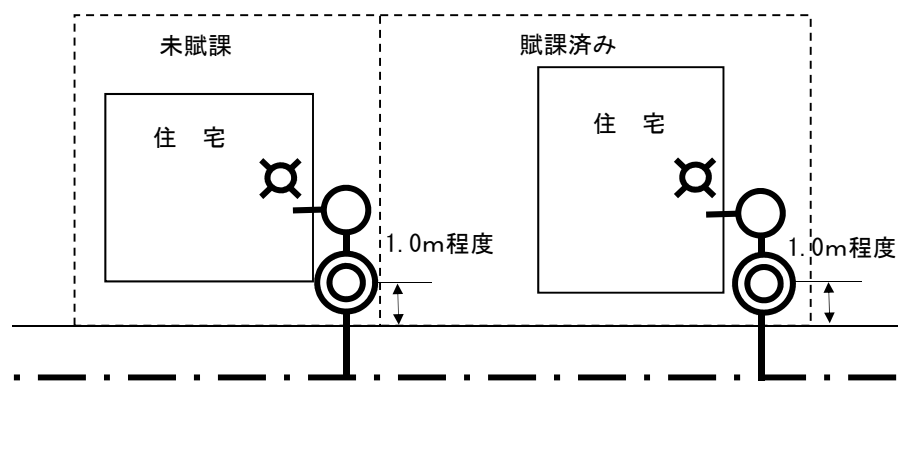
ひとつの建築物で、水回りの位置が離れているため、排水を1つにまとめることができない場合



③及び④（一部）受益者負担金が未賦課

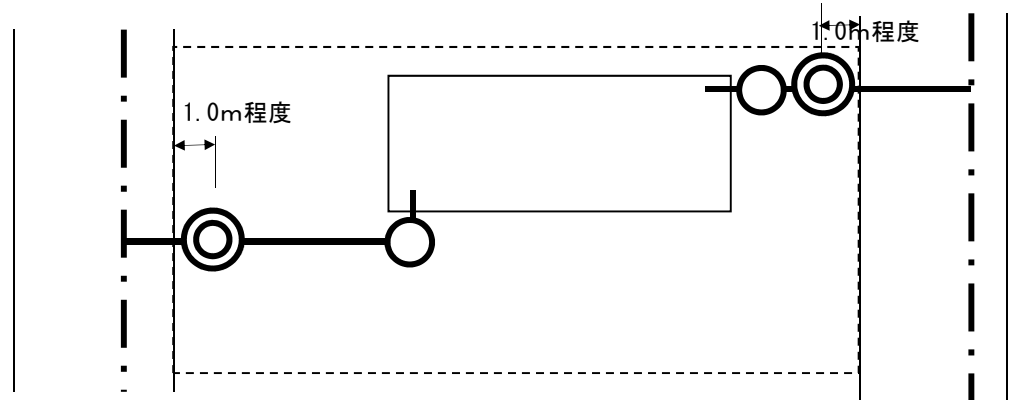
受益者負担金が賦課済みであることで受益しているとみなすため、未賦課である土地（猶予地含む）については受益を受けていないとみす。

ただし、未賦課である土地（猶予地含む）において隣接する土地の名義が同一であっても、分筆していれば土地それぞれに公費で布設することができる。この場合、排水設備計画確認申請書と一緒に誓約書や猶予取消届出書、変更申告書の提出をすること。



⑤ 広大な土地

土地が広大であるため、排水を1つにまとめることができない場合



3-3 集合住宅における留意点

- ・ 散水栓分は排水設備工事完了届と一緒に使用開始等届にて「休止」の届出が必要である。
- ・ 図面に各部屋の水栓番号を記載すること。

3-4 私道・位置指定道路における公共ますの配置

(1) 配置場所の決定

私道・位置指定道路（以下「私道等」という）の公共ますの配置場所は、その道路の位置付けにより次のとおりとする。

道路の位置付け	配置形式
位置指定道路	官民境界付近 に 1 個
私道（位置指定道路を除く）	官民境界付近 に 1 個
	各土地に 1 個

<注意事項>

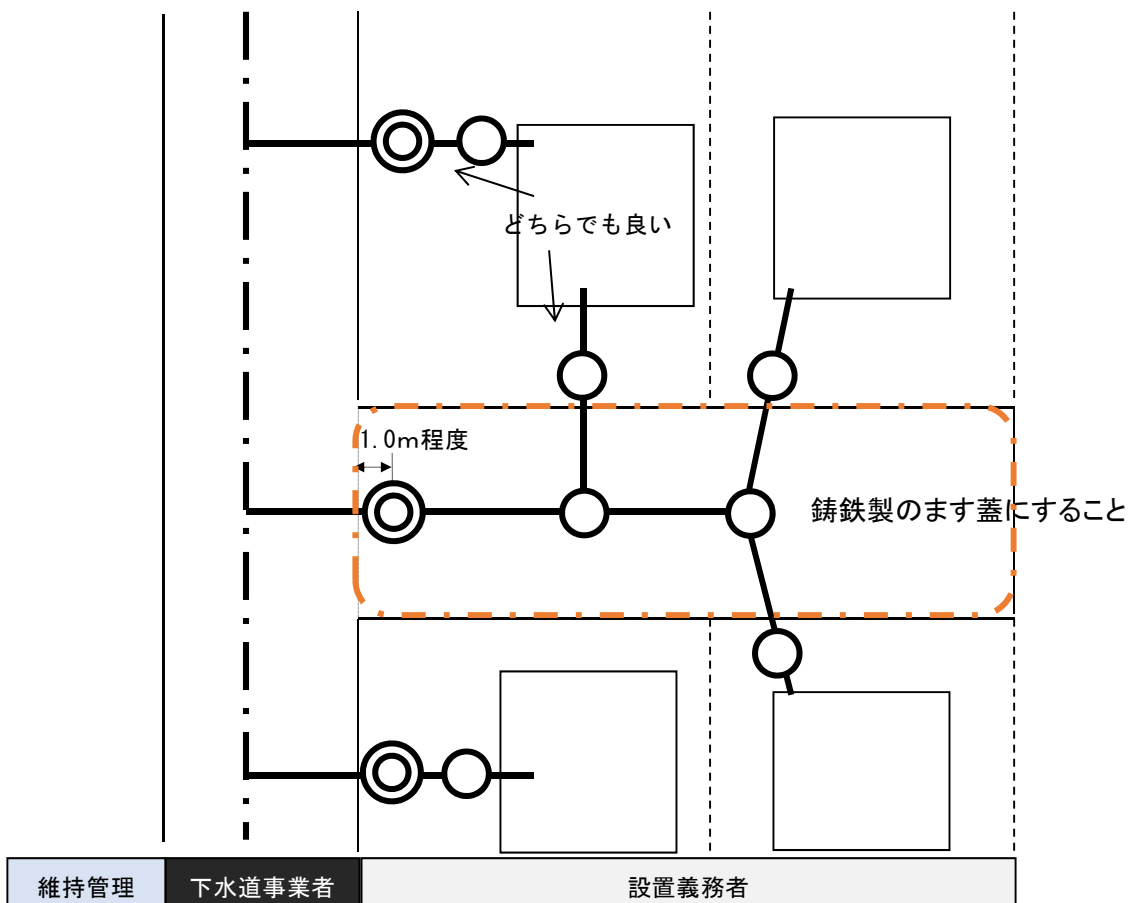
公共ますは官民境界付近に設置することになっている。私道内の維持管理において問題が発生するため、この方法を採用する。私道内のます及び管の維持管理は民地内とみなし、個人になる。また、私道の土地名義が申請者以外もしくは申請者以外にも存在する場合は、当該土地所有者の承諾が必要である。

(2) 配置形式

ア. 官民境界に1個

位置指定道路及び共有名義の道の場合は、官民境界付近に1個設置し、私道内で分岐する。

- ・ 公共ますは、官民境界から1.0m程度の位置に設置すること。
- ・ ますは、重量物の影響を受けないところを基本とするが、やむを得ず影響のあるところに設置する場合は、蓋を鋳鉄製にすること。
- ・ 既設公道に面した宅地は、公道から取付けても、私道等より取付けてもどちらでも構わない。
- ・ 水道管等の他の埋設物との離隔を確保すること。
- ・ 分岐点や曲がるには維持管理のためにますを設けること。
- ・ 公共ます以上の維持管理は設置義務者で行うこと。



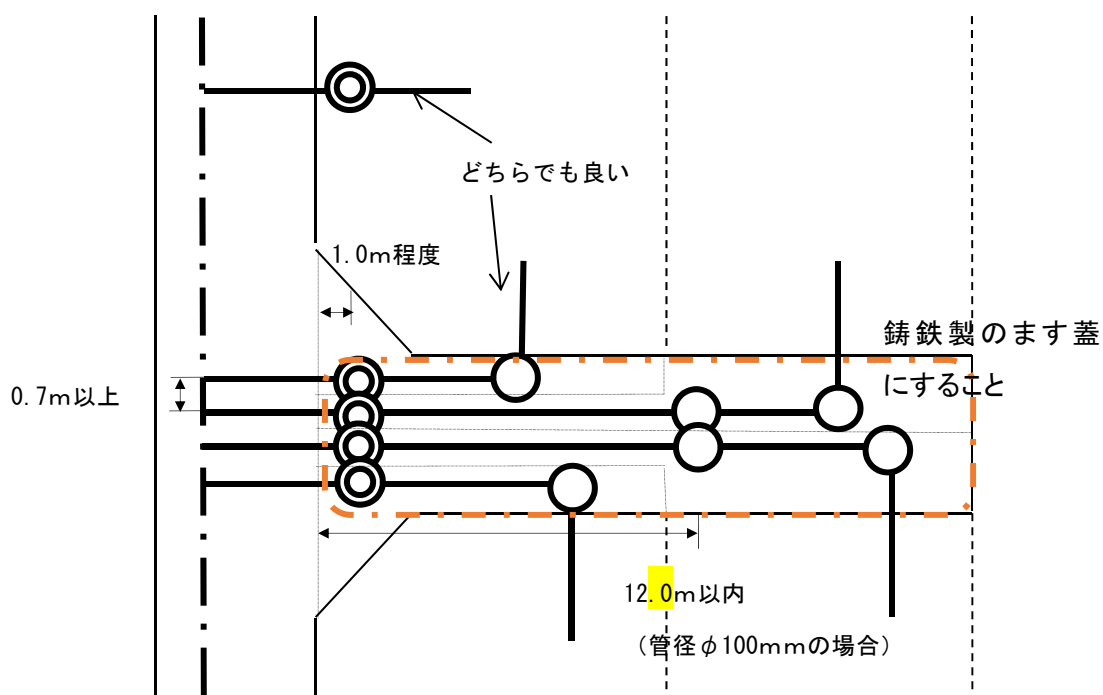
※ 費用負担は必ず下水道課に問い合わせること。

※ 私道内で分岐し、各区画内にあるますは公共ますとみなさない。

イ. 各土地に1個

道路内の土地が分筆されている場合は、各土地の官民境界付近に1個ずつ設置することができる。

- ・公共ますは、官民境界から1.0m程度の位置に設置すること。
- ・ますは、重量物の影響を受けないところを基本とするが、やむを得ず影響のあるところに設置する場合は、蓋を鋳鉄製にすること。
- ・既設公道に面した宅地は、公道から取付けても、私道等より取付けてもどちらでも構わない。
- ・水道管等の他の埋設物との離隔を確保すること。
- ・公共ます以上の維持管理は設置義務者で行うこと。
- ・私道内にて管径の120倍を超える距離がある場合は、ますを設けること。
- ・トラブル防止のため、他人の土地に管やますを設けないようにすること（承諾を得た場合はこの限りではない）。



維持管理	下水道事業者	設置義務者
------	--------	-------

※ 費用負担は必ず下水道課に問い合わせること。

3-5 セットバックした土地にかかる公共ますの取り扱い

(1) セットバックした土地を市に譲渡する場合

セットバックした土地に公共ます等があってはならない。道路後退線が新たな官民境界となることから、それを基準に公共ます等を配置すること。

(2) セットバックした土地を市に譲渡しない場合

将来的なことを考えると、セットバックした土地に埋設物があるのは好ましくないが、既設の排水設備を用いる場合は、セットバックした土地に公共ます等があっても構わない。ただし、これら施設の蓋は道路面と同じ高さとし、自動車荷重に耐えられるものとする。

なお、建て替えや新築等で既設の排水設備がない場合は、セットバックを基準にセットバックした土地より民地側に公共ます等を設置すること。

また、セットバック部分を将来的に市へ譲渡する予定がある場合には、現状として移設が必要ないとしても (1)同様移設することが望ましい。

4. 排水設備工事の施工

4-1 排水設備工事施工の基本事項

(1) 工事の施工区分

排水設備工事は、官民境界をもって宅内工事と道路取付管工事に区分する。

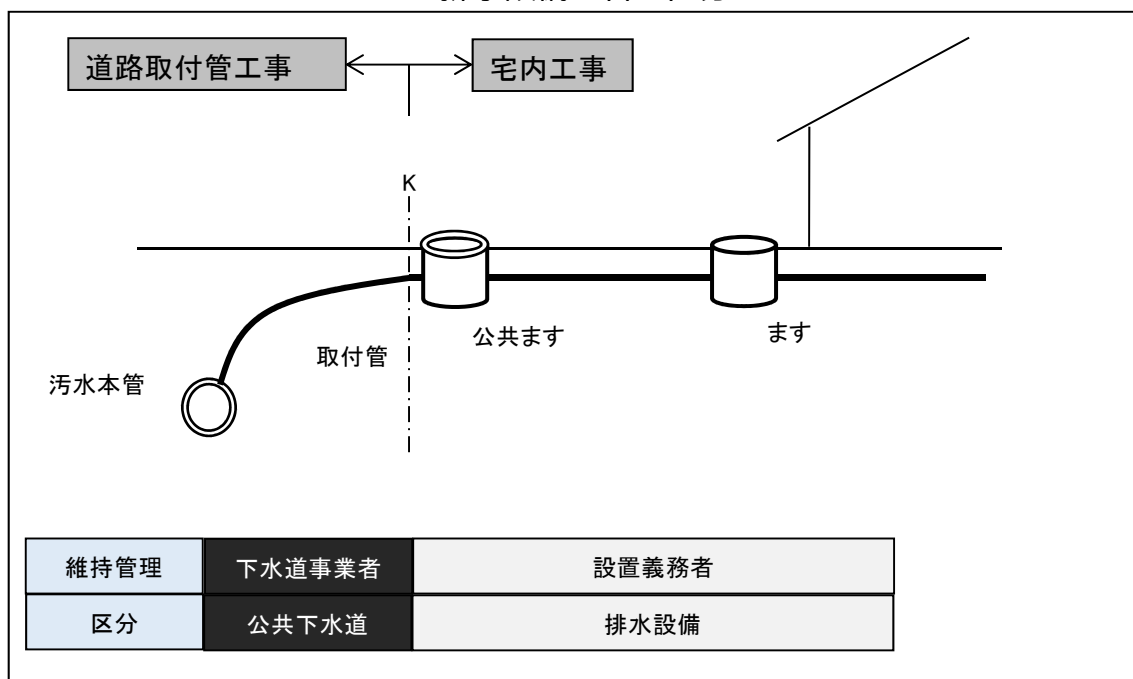
- ・宅内工事 … 官民境界から私有地内の工事をいう。
- ・道路取付管工事 … 汚水本管から分岐した取付管の工事をいう。

(2) 工事の分担

次のように工事を分担する。

- ・宅内工事 … 指定工事店が施工すること。(公共ますを含む)
- ・道路取付管工事 … 土木**工事**一式の許可を持っている業者が施工する。

< 排水設備の管理区分 >



(3) 公共ますより民地側の使用材料

材料は、法第10条第3項、施行令第8条、条例第4条第2項、条例施行規程第7条に定める基準に適合したものを使用しなければならない。

(4) 公共ますの使用材料

- ◆ [3-2 \(2\) 材料等](#) 参照

4-2 私道に布設する場合

道路幅員等の条件によって対応が異なる。

(1) 新設する場合、既設住宅で接続戸数が2戸以下の場合

公共ますは官民境界から1m以内に1個設置し、位置指定道路及び共有道路、私道内は分岐等を行い、接続すること。維持管理は設置義務者である。(◆[3-4 \(2\) ア 官民境界に1個](#) 参照)

(2) 既設住宅で接続戸数が3戸以上あり、道路幅員が2m以上の場合

私道への公共下水道布設要綱による。所有及び維持管理は蒲郡市である。ただし、都合による変更については個人の費用で行うものとする。(◆[4-6 \(2\) ア 私道への公共下水道布設要綱](#) 参照)

(3) 既設住宅で接続戸数が3戸以上あり、道路幅員が2m以下の場合

私道における共同排水設備工事補助金交付要綱による。維持管理は個人で行うこと。(◆[4-6 \(2\) イ 私道における共同排水設備工事補助金交付要綱](#) 参照)

4-3 排水設備の工事の施工

排水設備（公共ます含む）の施工は、条例第6条及び指定工事店規程に基づき排水設備指定工事店が行うこと。

関連法令

・条例第6条(排水設備工事の実施)

排水設備工事の設計及び施工は、市長がこれらの技能を有する者として指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。ただし、管理規程で定める場合は、この限りでない。

・指定工事店規程第6条(指定工事店の責務及び遵守事項)

指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申請を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (6) 条例第7条の規定による工事完了検査の際、当該工事を担当した責任技術者を立ち合わせなければならない。
- (7) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは改修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

・指定工事店規程第9条(責任技術者の責務)

責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事がしゅん工した際に市が実施する完了検査に立

ち会わなければならない。

4-4 土工基準

(1) 汚水管の埋設深さ

汚水管の埋設深さは次のとおりとする。

ア. 公道・私道（取付管）

市道は原則土被り 0.8m以上とする。

なお、既設取付管及び他の埋設物との離隔の関係上、上記の土被りを確保できない場合がある。

※ 国・県道の土被りについては、下水道事業者を確認すること。

イ. 宅内

最上流部分の最低土被りは 0.2m 以上とする。ただし、設置義務者の承諾を得られればこの限りではない。露出管を使用する場合は、耐久性を確保するため、VU 管ではなく VP 管を使用することや、周りを覆うなどの対応をすること。

(2) 取付管の施工について

取付管の施工は土木業者が行い、費用負担にかかわらず、道路占用の許可等の手続は下水道事業者が行う。この手続は排水設備計画確認申請書を受理した後に行うため、給水管の施工の時期と相違がある。

4-5 排水設備工事についての注意事項

(1) 公共ますの深さを確保できるように、埋設物（側溝含む）、汚水管の位置及び深さを確認すること。

(2) 事業場等で水道以外の給水を行ったり、下水道に流出しない分の減免を行う場合は、計測用のメーターを設置してもらう必要があるため、下水道事業者事前に相談すること。

ア. 井水や雨水等を利用する場合（加算する場合）

(a) 一般家庭の場合は使用開始等届の認定で対応する。井水等使用施設には、図面で判別できるようにすること。

(b) 事業場は下水道事業者でメーターを設置するため、排水設備工事を行わなくても排水設備計画確認申請書を提出する必要がある。完了時にメーターを設置し、計量法に基づいて定期的に交換を行う。井水等使用施設には、図面で判別でき

るようにすること。

イ. 事業場の排水の一部が下水道に流出しない場合（減免する場合）

(a) 散水等で流出しない場合は、設置義務者が計測用のメーターを設置し、使用料・占用料減免申請書を提出して下水道事業者に許可を得ること。設置義務者は、検針月の5日までに排水量申告書にてメーター指針を報告すること。メーターの交換は設置義務者が計量法に基づいて行うこと。

(b) プール水や冷却塔の排水を公共用水域に流出する場合は、設置義務者が計測用のメーターを設置し、水質検査の結果をもって、排水設備設置義務免除申請書を提出して下水道事業者に許可を得ること。定期的に水質測定を実施し、更新申請書の提出が必要になる。設置義務者は、検針月の5日までに排水量申告書にてメーター指針を報告すること。メーターの交換は設置義務者が計量法に基づいて行うこと。

(3) 事業場で除害施設や特定施設を設置する予定がある場合は、下水道事業者と事前に協議すること。この場合、排水設備計画確認申請書のほかに別途提出書類がある。

(4) 排水設備工事において、下水道に排水できるのは、原則は排水設備工事の完了臨場検査を合格した後になるため、工事完了後速やかに排水設備工事完了届の提出が必要である。基本的に完了検査日＝使用開始日になる。ただし、完了臨場検査後の使用者変更後に使用開始する場合は、その日付とする。

(5) 雨水の混入がないように施工すること。屋外の洗い場等を設置する場合は、基本的には汚水排水になるが、雨水の混入がないように屋根や蓋を設けること。

(6) エネファーム等のドレン排水は、原則は汚水扱いだが、雨水でも排水可能とする。

(7) 排水設備工事に関連する法令等の改正については、順次、本基準へ反映するよう改訂するが、これら改正事項については、本基準の改訂に関わらず遵守すること。

(8) ポンプ等の特殊装置を設置する場合は、その承認図、仕様書、選定根拠が分かる書類を排水設備計画確認申請書に添付して提出すること。

(9) 排水量が多くなる場合（大規模施設の建築や作業工程の大幅な変更等）は、事前に下水道事業者と相談し、排水時期・場所や予定排水量等を提示すること。

4-6 補助制度について

補助等の金融面での支援を行っている。

(1) 利子補給

工事にかかった費用について融資をあっせんし、その利子を補給する（条件あり）。

申請は排水設備計画確認申請書の提出と同時に行うこと。

(2) 私道補助金

ア. 私道への公共下水道布設要綱

既設住宅であり、下水道接続を3戸以上行う場合で、道路部分とそれ以外の土地で分筆され、道路幅員が2m以上である場合に適用される。申請は、代表者を定めて行うこと。

- ・公共下水道布設申請書（第1号様式）
- ・公共下水道布設申請者名簿（第2号様式）
- ・公共下水道布設承諾書（第3号様式）
- ・私道の位置図及び土地所有者区画図
- ・誓約書（第4号様式）
- ・私道の土地登記簿謄本及び公図
- ・その他市長が必要とする書類

イ. 私道における共同排水設備工事補助金交付要綱

既設住宅であり、下水道接続を3戸以上行う場合で、道路幅員が2m未満である場合に適用される。申請は、代表者を定めて行うこと。

- ・申請代表者委任状・申請者誓約書（第2号様式）
- ・土地使用承諾書（第3号様式）
- ・共同排水設備工事費見積書
- ・共同排水設備工事設計図
- ・土地登記簿及び公図の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

工事完了後は、補助事業実績報告書（第6号様式）に、当該補助事業に係る工事前、工事中及び竣工の状況をそれぞれ工事記録写真として記録したもの等を添付すること。補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して2週間を経過した日又は補助事業の交付決定を通知した日の属する年度の末日のいずれか早い時期までとする。

(3) ポンプ補助金

既設住宅で自然流下で排水できない場合（条件あり）に適用される。

申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 工事費見積書の写し
- ・ 排水設備工事にかかる平面図及び構造図
- ・ ポンプ、排水槽の型式、能力を記載した資料

補助事業が完了したときは補助事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ・ 補助事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ・ 補助事業の施行前後の写真
- ・ 排水設備工事完了に伴う平面図及び汚水ポンプ施設構造図
- ・ その他市長が必要と認める書類

補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して2週間を経過した日又は補助事業の交付決定を通知した日の属する年度の末日のいずれか早い時期までとする。

5. 事業場排水

5-1 事業場排水の基本事項

(1) 用語

- ・ 特定事業場…特定施設(政令で定めるものを除く。法第十二条の十二、法第十八条の二及び法第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場をいう。
- ・ 特定施設…公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいう。
- ・ 除害施設…著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で設けるように定められた、下水による障害を除去するために必要な施設をいう。

(2) 維持管理

維持管理は設置義務者で行うこと。

(3) 事故等の対応

事故が発生した際にはすぐに下水道事業者に連絡すること。

5-2 特定事業場に関する手続き

(1) 届出

ア. 設置

- ・ 特定施設設置届出書(施行規則様式第6)

<添付図書>

- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 施設の概要が分かるもの(カタログ等)
- ・ 排水の流れが分かるもの(フロー図等)
- ・ 施設選定根拠が分かるもの(水質)
- ・ その他 下水道事業者が求めた図書

関連法令

- ・ 法第12条の3(特定施設の設置等の届出)

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する

者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の使用の方法
 - 六 特定施設から排出される汚水の処理の方法
 - 七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項
- 2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。
- 3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

・ 施行規則第8条（特定施設の設置の届出）

法第十二条の三第一項第七号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。第三項第四号又及び第五号において同じ。）に排除される下水の量及び水質
 - 二 用水及び排水の系統
- 2 法第十二条の三第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定に

よる届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。

3 前項の届出書の記載については、次に定めるところによるものとする。

一 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。

二 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日

ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項

三 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 特定施設の設置場所

ロ 特定施設を含む操業の系統

ハ 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量

ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質（当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。）の通常の数値及び最大の数値並びに当該汚水の通常の数値及び最大の数値

ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

四 汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 汚水の処理施設の設置場所

ロ 汚水の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

ハ 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式

ニ 汚水の処理の系統

ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設までの導水の方法

ヘ 汚水の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並び

- にその使用に季節的変動がある場合には、その概要
- ト 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量
 - チ 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量
 - リ 汚水の処理によつて生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
 - ヌ 汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む。）
 - ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項
- 五 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常量及び最大量並びに当該下水の水質の通常値及び最大値
 - ロ その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項
- 六 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。

イ. 使用

- ・ 特定施設使用届出書（施行規則様式第7）
- 内容については、設置届出書と同じとする。

関連法令

- ・ 施行規則第9条（特定施設の使用の届出）

法第十二条の三第二項及び第三項（法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

ウ. 期間短縮

法第12条の3第1項又は法第12条の4の規定による申請者が実施の制限の期間短縮を正当な理由で希望するときは、「実施の制限の期間短縮申請書」（事業場排水指導要領第1号様式）を提出すること。

関連法令

・法第12条の6（実施の制限）

第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

エ. 構造等の変更の届出

・特定施設の構造等変更届出書（施行規則様式第8）

内容については、設置届出書と同じとする。

関連法令

・法第12条の4（特定施設の構造等の変更の届出）

前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届出なければならない。

・施行規程第10条（特定施設の構造等の変更の届出）

法第十二条の四（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

2 第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

オ. 氏名等の変更、廃止の届出

・氏名等変更届出書（施行規則様式第10）

・特定施設使用廃止届出書（施行規則様式第11）

関連法令

・法第12条の7（氏名の変更等の届出）

第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又

は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

・施行規則第12条（氏名の変更等の届出）

法第十二条の七（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号（法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。

カ. 承継の届出

・承継届出書（施行規則様式第12）

関連法令

・法第12条の8（承継）

第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

・施行規則第13条（承継の届出）

法第十二条の八第三項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

(2) 回答

設置、使用、構造等変更の届出がされた場合は、受理書をもって回答する。また、下水道事業者で受付及び番号取得後に1部返却を行う。

(3) 完了検査

- ・完了検査は、条例第7条の工事完了後の検査と同時に行うものとする。
- ・設置状況、型式等の届出内容と相違がないかどうか確認をする。
- ・検査の結果、不合格となった場合には協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで排水開始は保留する。

(4) 使用開始届

- ・公共下水道（流域下水道）使用開始（変更）届（施行規則様式第4）
- ・公共下水道（流域下水道）使用開始届（施行規則様式第5）

関連法令

- ・法第11条の2（使用の開始等の届出）

継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- ・施行規程第6条（使用開始等の届出）

法第十一条の二第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。

2 法第十一条の二第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。

5-3 除害施設に関する手続き

特定事業場以外の事業場又は特定事業場にあつて直罰規制を受けない事業場から排出される廃水を処理する施設を設置する場合に届出が必要です。中和施設、グリーストラップやオイルトラップ等が該当する。

(1) 申請時

除害施設を設置しようとする者は、除害施設新設等届を排水設備計画確認申請書と同時に2部提出すること。

添付書類

- ・位置図
- ・付近見取図
- ・平面図
- ・生産工程図
- ・除害施設の設計書（承認図、カタログ等型式・能力がわかるもの）
- ・選定根拠が分かるもの（容量計算表等）

受付及び書類審査後に1部返却する。

関連法令

- ・条例施行規程第12条(除害施設の新設等の届出)

条例第12条に規定する届出は、除害施設新設等届(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、工事着手30日前までに市長に届け出るものとする。

- ・位置図 縮尺は4万分の1以上とすること。
- ・付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示すること。
- ・平面図 縮尺は500分の1以上とし次の事項を表示すること。
 - ア 工事予定地の境界線及び面積
 - イ 道路、建物並びに除害施設の位置及び大きさ
- ・生産工程図 生産工程ごとの使用原材料の量及び使用薬品量を表示すること。
- ・除害施設の設計書
- ・その他市長が必要とする書類

(2) 完了時

完了検査は、条例第7条の工事完了後の検査と同時に行うものとする。

- ・設置状況、型式等の届出内容と相違がないかどうか確認をする。
- ・管理の徹底を依頼する。(チラシ配布、見回りの実施)

(3) 立ち入り検査

完了検査後、維持管理の徹底がされているかどうか下水道事業者で立ち入りを行う。

5-4 排水基準

(1) 排水基準

次の表のとおりである。

対象物質又は項目		対象者	特定事業場		非特定事業場	
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
排水量 (m ³ /日)			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
環境項目等	温度		45°C未満 (40°C未満)	45°C未満 (40°C未満)	45°C未満 (40°C未満)	
	水素イオン濃度		5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
	生物化学的酸素要求量		600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	
	浮遊物質量		600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	
	沃素消費量		220未満	220未満	220未満	
	ノルマヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量		5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類含有量		30以下	30以下	30以下
	窒素含有量		240未満 (150未満)	240未満 (150未満)	240未満 (150未満)	
	りん含有量		32未満 (20未満)	32未満 (20未満)	32未満 (20未満)	
	フェノール類		5以下	5以下	5以下	
	銅及びその化合物		3以下	3以下	3以下	
	亜鉛及びその化合物		2以下	2以下	2以下	
	鉄及びその化合物 (溶解性)		10以下	10以下	10以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)		10以下	10以下	10以下	
	クロム及びその化合物		2以下	2以下	2以下	
	有害物質	カドミウム及びその化合物		0.03以下	0.03以下	0.03以下
シアン化合物			1以下	1以下	1以下	
有機りん化合物			1以下	1以下	1以下	
鉛及びその化合物			0.1以下	0.1以下	0.1以下	
六価クロム化合物			0.5以下	0.5以下	0.5以下	
砒素及びその化合物			0.1以下	0.1以下	0.1以下	
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物			0.005以下	0.005以下	0.005以下	
アルキル水銀化合物			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル			0.003以下	0.003以下	0.003以下	
トリクロロエチレン			0.1以下	0.1以下	0.1以下	
テトラクロロエチレン			0.1以下	0.1以下	0.1以下	
ジクロロメタン			0.2以下	0.2以下	0.2以下	
四塩化炭素			0.02以下	0.02以下	0.02以下	
1,2-ジクロロエタン			0.04以下	0.04以下	0.04以下	
1,1-ジクロロエチレン			1以下	1以下	1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4以下	0.4以下	0.4以下	
1,1,1-トリクロロエタン			3以下	3以下	3以下	
1,1,2-トリクロロエタン			0.06以下	0.06以下	0.06以下	
1,3-ジクロロプロペン			0.02以下	0.02以下	0.02以下	
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)			0.06以下	0.06以下	0.06以下	
2-クロロ-4,6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン)			0.03以下	0.03以下	0.03以下	
s-4-クロロベンジル-N,N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)			0.2以下	0.2以下	0.2以下	
ベンゼン			0.1以下	0.1以下	0.1以下	
セレン及びその化合物			0.1以下	0.1以下	0.1以下	
ほう素及びその化合物			10以下 (230以下)	10以下 (230以下)	10以下 (230以下)	
ふっ素及びその化合物			8以下 (15以下)	8以下 (15以下)	8以下 (15以下)	
1,4-ジオキサン			0.5以下	0.5以下	0.5以下	
ダイオキシン類			10以下	10以下	10以下	
アンモニア性窒素等含有量			380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	

(2) 立ち入り検査

法に基づき、自主検査を実施してもらう義務がある。ただし、法及び条例に定める水質基準に適合しない下水を排除する恐れのある事業場については、管路等の損傷を防ぐために、排水量や排水する物質によって採水頻度は異なるが、下水道事業者が立ち入り検査を行う。基本的には公共ます付近で採水をし、分析をする。分析結果から事業場排水要領に基づき判定をする。

関連法令

・法第12条の12（水質の測定義務等）

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

・法第13条（排水設備等の検査）

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6. 阻集器

6-1 阻集器の基本事項

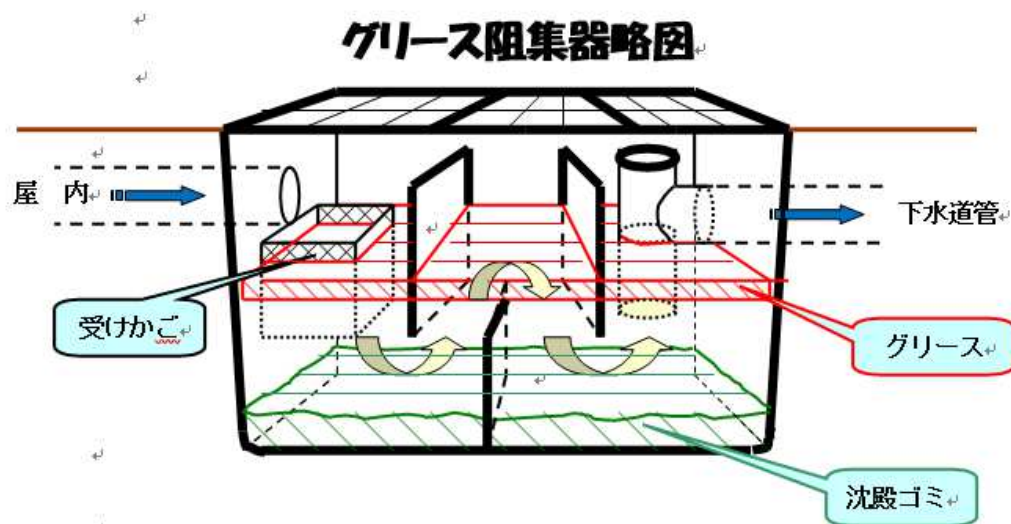
(1) 阻集器の種類

排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造を持った器具又は装置をいう。

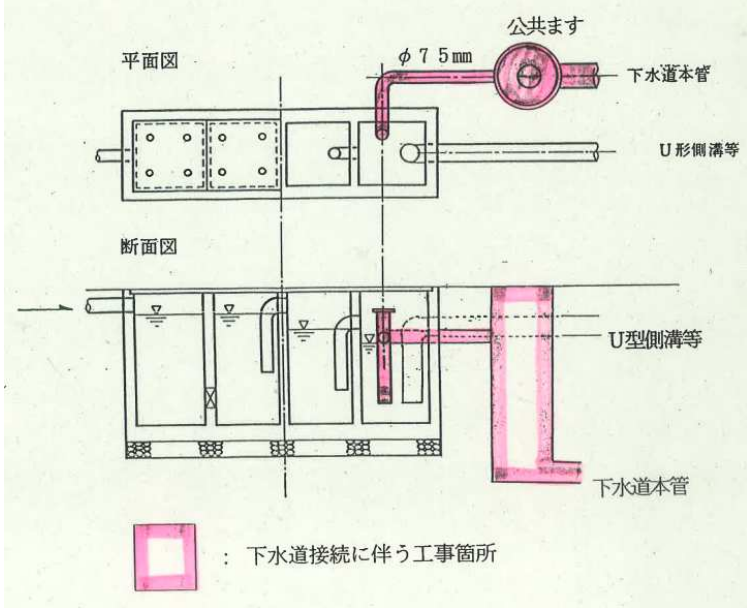
- (a) グリーストラップ 飲食店等
- (b) オイルトラップ ガソリンスタンド等
- (c) ヘアトラップ 理美容室等
- (d) プラスタートラップ 歯医者等
- (e) ランドリートラップ コインランドリー等

これらの施設は、排水設備に影響を与える設備の付近の下流に設置すること。

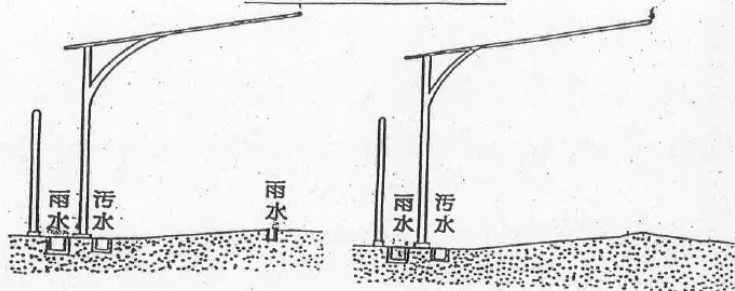
< 阻集器の例 >



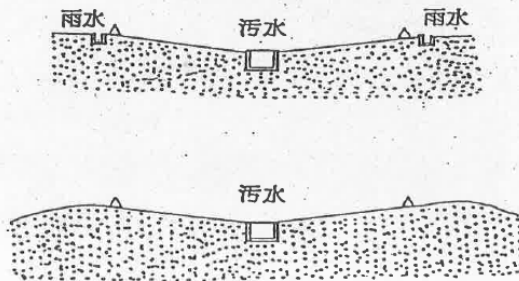
オイル阻集器に係る下水道接続の標準施工図



手洗車場断面



自動洗車場断面



(2) 維持管理

維持管理は設置義務者で行うこと。設置義務者に維持管理について説明をしておくこと。

ア. グリーストラップ

- ・受けかごの清掃は1日1回以上
- ・グリース（油分）の清掃は1週間に1回以上
- ・沈殿ごみの清掃は1カ月に1回以上

堆積物については、産業廃棄物になるため、適切な処理を行うこと。

イ. オイルトラップ

- ・水面に阻集したオイルと底部にたい積した土砂を適時除去しなければならない。
- ・バスケットが設置されている場合は、バスケットにたまったゴミが流出しないように必要に応じて掃除すること。除去したごみは分別し処理をすること。
- ・吸着材などが装着されている場合は、阻集器本体の掃除とは別に、汚れの状態を確認して、掃除（交換）時期を決めること。

6-2 阻集器に関する注意事項

グリーストラップ及びオイルトラップは、空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S 217 グリース阻集器、オイル阻集器」の最新版を基に選定根拠の資料を作成すること。阻集器の流出部はトラップを設けているため、二重トラップとしないようにすること。

(1) グリーストラップ

グリーストラップは、一般に店舗全面積に基づく選定方法を用いるが、利用人数が想定できる場合には、利用人数に基づく選定方法を用いても構わない。容量計算方法については、市ホームページの「容量計算表」を用いるか、各グリーストラップの製造業者等が作成した根拠資料を用いること。

※ 店舗全面積…食堂（調理された食物を飲食する場所）にちゅう房（食物を調理する場所）を含めた調理・飲食に係るエリアの面積で、食堂の一部にトイレなどが含まれる場合にはそれらの面積を除く必要がある。

※ グリースを分解する菌又はオゾンなどを利用するばっ気装置の追加禁止…既設の阻集器にグリースを分解する菌を投入してばっ気したり、オゾンなどを利用してばっ気したりする処理装置を追加して設置すると、ばっ気装置によって阻集器内がかくはんされ、分離浮上している阻集グリース

及び底部に堆積している残さが流出する。よって、ばっ気装置の追加設置を禁止することになっている。

(2) オイルトラップ

オイルトラップは、給油所対応阻集器は大量オイルの流入に対して 500 リットル又は 900 リットルのオイルを貯留できるようにすること。

容量計算は、流入流量、オイル阻集量、土砂たい積量、雨水流入流量（雨水が混入する場合）を求めること。水栓の口径、洗車台数、使用水圧、洗車種別、車の大きさにより定数が異なる。

7. 開発行為等における下水管布設工事及び排水設備工事

7-1 開発行為等における污水管布設工事

(1) 開発区域外の污水管布設工事

開発行為並びに住宅、農業又は工場用地等を整備する事業(以下「開発行為等」という。)により、開発区域の周辺に污水管を布設する必要があるときで、下水道事業者の工事計画の時期と合致しない場合は、下水道事業者と事前協議の上、物件設置許可申請書等を提出し、開発行為者がその費用を負担し、施工すること。なお、公道に埋設された管については、下水道事業者に移譲するものとし、下水道事業者が維持管理を行う。私費における支管布設延長もこの場合による。

ただし、下水道事業計画区域内における受益者負担金については、未賦課の場合は、本工事費用との比較により支払いの可否を決定することがある。

(2) 開発区域内の污水管布設工事

宅地分譲等により、開発区域内の污水管布設工事の費用は、すべて開発行為者等の負担とする。下水道事業者との事前協議が必要であり、物件設置許可申請書等の提出が必要である。

7-2 開発行為等における污水管布設等の工事

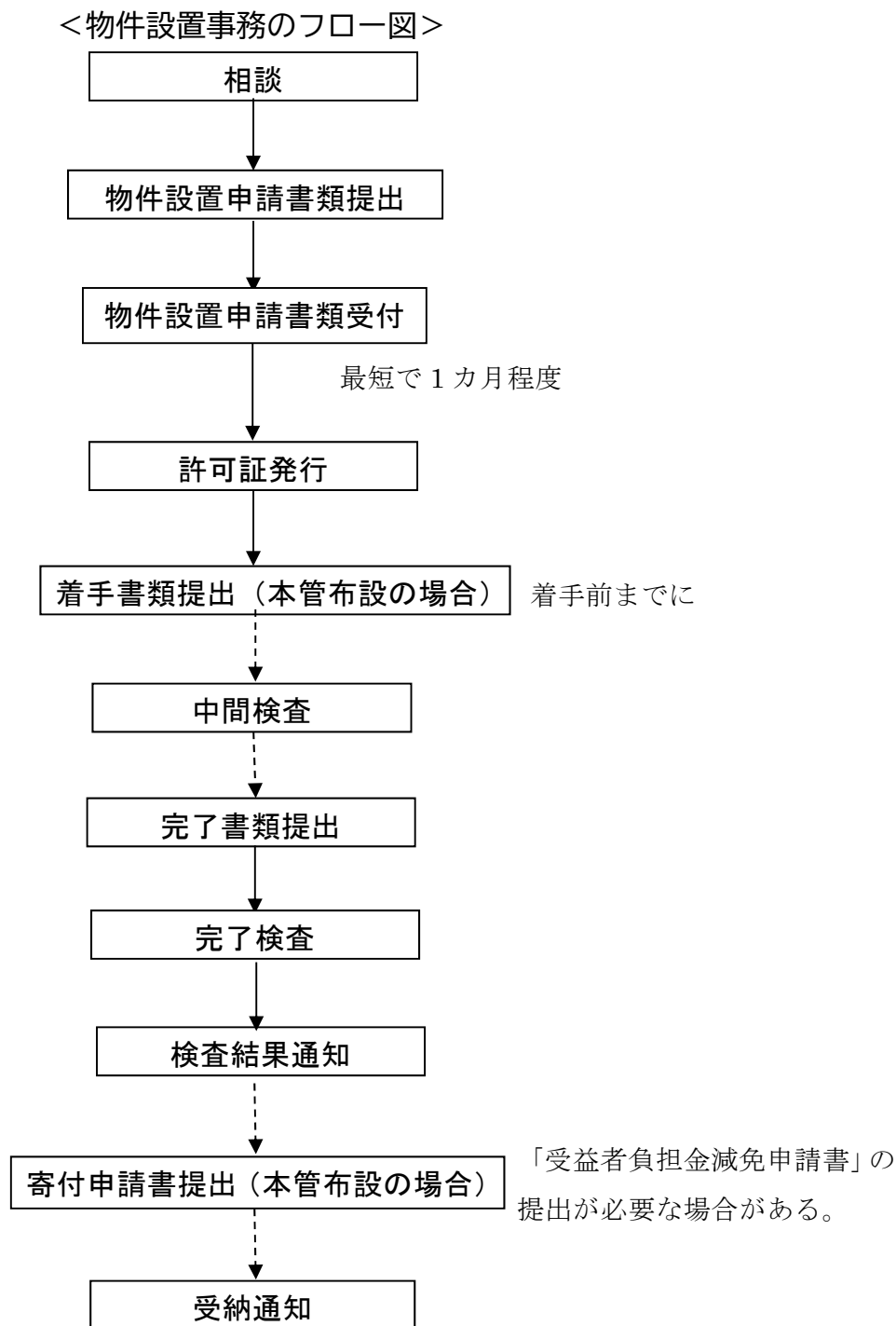
(1) 対象となる開発行為等

開発区域内の道路に污水管を布設する開発行為における排水設備工事を対象とする。

(2) 施工業者

污水管及び取付管布設工事は土木工事一式の許可を持っている業者が施工する。公共ますの設置及び公共ますより民地側の排水設備の工事は排水設備指定工事店が行うこと。物件設置許可申請書の施工者にあたるのは、既設の污水管を加工する土木業者である。

(3) 物件設置許可申請の手続き



提出書類については、工事場所、内容によって異なるため、事前に下水道事業者を確認をすること。工事期間を延長する場合も書類の提出が必要になるので、下水道事業者にご相談をすること。

(4) 排水設備工事申込みのタイミング

排水設備計画確認申請書の提出は、公共下水道受納通知書が交付された後に行うこと。公共用道路に污水管を布設する場合は、検査結果通知書発行後に提出しても構わない。ただし、受納が完了するまで排水ができないことが条件である。

(5) 受益者負担金

以下のすべてに該当する未賦課である受益者負担金は、免除にする。

- ・ 開発行為者が負担した污水管から分岐すること。
- ・ 開発行為者が污水管布設工事を施工すること。
- ・ 該当の工事費用が受益者負担金より高額であること。
- ・ 下水道事業計画区域内であること。

(6) その他注意事項

- ・ 施工の条件は他の本管布設工事、取付管布設工事、排水設備設置工事等の各基準に当てはまること。
- ・ 工期延長が分かり次第、工期延長承認願を提出し、工期延長の期間が分かる書類を添付すること。
- ・ 雨水管本管を布設する場合もこの場合に準ずる。
- ・ 図面に断面図の記載をすること。(特に取付管を布設する場合)
- ・ 開発行為後に土地の分筆を行った場合の費用負担は私費である。

(7) 物件設置許可申請が必要な場合

ア. 雨水取付管布設工事

物件設置許可申請書、物件設置許可申請にかかる工事完了届の提出をすること。維持管理は開発行為者等で行うこと。

イ. 取付管のみ布設する場合

原則許可はしないが、費用負担が私費の場合に限り、公共ます設置まで可能である。物件設置許可申請書、物件設置許可申請にかかる工事完了届の提出をすること。

※ 公共ますまでの設置だが、ますのやり替えを行う場合は、物件設置許可申請書ではなく、排水設備計画確認申請書の提出をすること。

ウ. 区域外流入

物件設置許可申請書を提出し、許可証を発行後、排水設備計画確認申請書を提出すること。物件設置許可に関する完了届及び排水設備工事完了届は同時に

提出すること。工事費用はすべて設置義務者であり、区域外流入分担金の支払い義務が生じる。

8. その他

8-1 道路占用許可及び道路使用許可

取付管布設工事の場合に必要なが、これらの占用等の手続きについては、費用負担にかかわらず、下水道事業者で対応する。手続きは、市道の場合は1ヶ月半、国・県道の場合は3ヶ月半以上要する。給水の場合と流れが異なるため、施工時期に差が生じてしまうことがある。工事時期については、取付管を施工する業者の都合等があるため、施工業者と直接連絡を取ること。

8-2 地下埋設物の確認

公共ますの深さを確保できるように、埋設物（側溝含む）、汚水管の位置及び深さを確認すること。

8-3 使用開始等届の処遇について

排水設備工事を行う場合は、排水設備工事完了届に使用開始等届が一緒になっているため、排水設備工事完了届とは別に提出する必要はない。

(1) 給水工事のみ行う場合（認可区域内）

下水道課に相談をし、給水工事完了時に使用開始等届にて「開始」（新規で下水道に紐づけするメーター分）や「廃止」（切り替え後使用しなくなるメーター分）で提出する必要がある。この場合、井戸水等の使用の有無を確認すること。

(2) 完了臨場検査前に使用する場合

本来は許可をしないため、◆[12. よくある質問](#)を参照すること。

(3) 散水等で下水道を休止する場合

アパートの散水栓については、工事完了時に「休止」で提出すること。

工事用散水の場合は、休止の予定前に「休止」で提出すること。この場合、一般用給水で途中で使用者や口径が変わった場合は、変更後速やかに「休止」の提出が必要である。

今後下水道に接続しない水栓番号がある場合も「休止」で対応する。

(4) 井戸使用について登録内容が変わった場合

変更内容があればその内容を記載して変更後速やかに提出すること。井戸が使える状態であっても使用しなければ「休止」、井戸に関する設備がなくなれば「廃止」で提出すること。

8-4 物件設置許可申請が必要な場合について

(1) 本管を布設する場合

◆ [7-2. 開発行為等における污水管布設等の工事](#)を参照すること。

(2) 雨水取付管布設工事

物件設置許可申請書、物件設置許可申請にかかる工事完了届の提出をすること。維持管理は開発行為者等で行うこと。

(3) 汚水取付管のみ布設する場合

原則許可はしないが、費用負担が私費の場合に限り、公共ます設置まで可能である。物件設置許可申請書、物件設置許可申請にかかる工事完了届の提出をすること。

※ 公共ますまでの設置だが、ますのやり替えを行う場合は、物件設置許可申請書ではなく、排水設備計画確認申請書の提出をすること。

(4) 区域外流入

物件設置許可申請書を提出し、許可証を発行後、排水設備計画確認申請書を提出すること。物件設置許可に関する完了届及び排水設備工事完了届は同時に提出すること。工事費用はすべて設置義務者であり、区域外流入分担金の支払い義務を生じる。

9. 指定工事店

9-1 変更等の届出

次の項目のいずれかに該当する場合は、その旨を下水道事業者に届けなければならない。(指定工事店規程第7条)様式や提出方法等について変更があるので、給排水窓口からの通知等を確認すること。

項目等	提出書類	提出期限
事業所の名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備指定工事店変更届(第5号様式)(以下「指定工事店変更届(第5号様式)」という) ・登記事項証明書(法人のみ) ・旧指定工事店証 ・専属する排水設備責任技術者名簿(第1号様式-4)(以下「責任技術者名簿(第1号様式-4)」という) 	速やかに
事業所の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事店変更届(第5号様式) ・登記事項証明書(法人のみ) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人のみ) ・旧指定工事店証 ・事業所の付近見取図、写真(第1号様式-3) ・登記事項証明書(住民票又は登記事項証明書と異なる場合)又は賃貸借契約書の写し 	速やかに
代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事店変更届(第5号様式) ・誓約書(第1号様式-2) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人のみ) ・登記事項証明書(法人のみ) ・旧指定工事店証 	速やかに
連絡先の変更(TEL、FAX、電子メール)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事店変更届(第5号様式) 	速やかに
責任技術者の異動	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事店変更届(第5号様式) ・責任技術者名簿(第1号様式-4) ・排水設備工事責任技術者証の写し(新たに専属する方のみ) ・愛知県排水設備工事責任技術者試験の合格証又は愛知県排水設備工事責任技術者更新講習の修了証(新たに専属する方のみ) ・専属を確認できる書類(新たに選任する方のみ、(1)健康保険組合又は全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証(国民健康保険者証は除く。))の写し、(2)雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し、(3)従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し) 	速やかに
事業の廃止・休止	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備指定工事店廃止休止再開届(第4号様式) ・旧指定工事店証 	速やかに
事業の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備指定工事店廃止休止再開届(第4号様式) ・責任技術者名簿(第1号様式-4) ・排水設備工事責任技術者証の写し(専属する方全員分) ・愛知県排水設備工事責任技術者試験の合格証又は愛知県排水設備工事責任技術者更新講習の修了証(専属する方全員分) 	速やかに

指定工事店証の再交付	・排水設備指定工事店証再交付申請書（第3号様式） ・旧指定工事店証（毀損した場合）	速やかに
------------	--	------

※ 提出書類については、この他下水道事業者が求める図書を添付すること。

<登録されている責任技術者の変更、登録手続きについて>

令和2年4月から愛知県下水道協会が一括して行うことになったため、様式等を県下水道協会ホームページよりダウンロードし、登録等の手続きは直接県下水道協会にて行うこと。ただし、登録内容の変更については、登録されている自治体のうち1つに書類を提出することができる。（愛知県下水道協会に書類が行き、県下で該当する自治体全てで反映される）

また、市で登録した責任技術者証の有効期限が残っている場合は、旧様式での異動届の提出が必要になるので、下水道事業者にその旨問い合わせること。この場合、他市町への手続きについては、それぞれの市町に問い合わせること。（指定工事店規程経過措置より）

9-2 指定の取り消し、停止及び行政指導

指定工事店の指定の取り消し、停止及び行政指導については、「蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程」及び「蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程に基づく事務取扱要綱」に指定の取り消しに関する基準に基づき行うものとする。

10. 条例等

条例等については、改正等があるため、最新のものを確認すること。条例、施行規程、指定工事店規程については、蒲郡市例規集（市ホームページ）を参照すること。要綱等についても市ホームページで公表しているので、参照すること。

11. 書類様式

条例等の改正に伴い、変更があるため、随時水道課ホームページの確認をすること。水道課ホームページに掲載していない様式（補助金、みなし責任技術者関係等）については、該当の事象の発生前に下水道課に問い合わせること。（各種書類一覧のとおり）

12. よくある質問

下水道課にお問い合わせの多い内容を以下にまとめたので、確認すること。

12-1 申請

(公共ますの費用負担)

Q：取付管及び公共ますの費用負担はどうか。

A：受益者負担金を賦課した当時の土地の名義及び地形によるので、指定工事店だけで判断せず、必ず下水道課に問い合わせること。ただし、分譲を予定している場合は、下水道事業者を確認した上で、土地の売買に關与する不動産業者等であらかじめ費用負担を決めてから申請をしていただきたい。

(受益者負担金に係る誓約書の範囲について)

Q：誓約書が必要な区域か判断してほしい。

A：供用開始区域外で受益者負担金を賦課していないところについて誓約書を提出すること。場所によって必要かどうか異なるので、下水道課に問い合わせること。中部土地区画整理地内において、すでに下水道に接続している土地においても、排水設備計画確認申請書を提出する場合は再度提出が必要なので、特に中部土地区画整理地内は誓約書が必要なかどうか問い合わせること。また、受益者負担金が猶予になっている土地についても必要書類があるので、受益者負担金の賦課状況について下水道課に問い合わせること。

(設計図と異なる場合)

Q：話を進めていく中で、設計図と大幅に排水経路等が異なった。特殊な部材や工事をすることになった。

A：判明した時点で下水道事業者に相談すること。下水道事業者から了解が得られれば、変更後の設計図を速やかに提出し、施工を進めること。変更にあたっては、施主の了解を得て、指定工事店の責任において施工すること。

(公共ますのみ設置したい場合)

Q：土地だけを売りたいため、公共ますのみ設置した状態にしたい。

A：排水設備確認申請書については、無断接続防止のため、宅内の排管も含めて提出が必要であり、公共ますまでの設置の内容で排水設備計画確認申請書の提出はできない。ただし、公共ますのやり替えを行う場合は適用できる。また、私費で施工する場合は「物件設置許可申請書」にて対応できる。公費で対応する物件については「物件設置許可申請書」でも対応できない。

(管止め位置の確認をする場合)

Q：市役所で管止めがあると言われたが、施工時期が古いため、管止めがあるかどうか試掘をしたいが、試掘費は出るのか。

A：試掘費が発生する条件としては、排水設備計画確認申請書の提出をし、排水設備計画確認書（費用負担が公費）の発行後に試掘した際に管が出てこなかったときに市に連絡し、市職員の立会いを受けた場合である（試掘の実施は平日とする）。この条件に合わない場合は、試掘費を見ることができない。また、取付管布設工事が発生する場合があるので、宅内工事施工期間の早い段階で試掘を実施すること。

12-2 改築

(申請書類の枚数)

Q：同一敷地で複数の水道メーターを使用しているが、建物の一部を改築予定である。申請書類の枚数はいくつか。

A：下水道使用料に関わるため、料金に関わる部分について排水設備計画確認申請書の提出が必要である。また、水栓番号と排水設備番号が紐づいているので、変更がある場合は排水設備計画確認申請書等の提出が必要である。図面には公共ます及び排水設備番号、水栓番号、各建物の枠の記入をすること。

(改造と増設の違い)

Q：改造と増設どちらになるのか。

A：公共ますから分岐する場合は「増設」、それ以外の変更は「改築」である。また、公共ますがすでにあり、そのますを使用する場合は、「改築」である。

12-3 その他

(やむを得ない検査前の下水道使用)

Q：外構工事等の兼ね合いにより、完了検査前に引き渡しを行い、下水道に排水したい。

A：完了臨場検査前に使用する場合は、事前に下水道事業者にご相談の上、メーター指針の写真を添付して使用開始等届にて「開始」の届出をすること。完了臨場検査日まで下水道使用料は、別途下水道事業者から請求を行うが、金融機関やコンビニでの支払いになるため、該当期間における使用者にその旨を説明すること。

※ 使用者の変更を行わないことが条件である。

(口径変更)

Q：工事中に給水メーターの口径を変更する。

A：口径変更を行うと、新規で設置したメーターは臨時用給水の扱いになり、下水道を使用していた場合に下水道使用料の徴収ができなくなってしまう。**下水道を使用している場合は**、使用開始等届にて「開始」の届出をすること。完了臨場検査日まで下水道使用料は、別途下水道事業者から請求を行うが、金融機関やコンビニでの支払いになるため、該当期間における使用者にその旨を説明すること。ただし、工事中に下水道への排水を休止している場合は、休止の内容を引き継ぐため、届出の必要はない。

※ 臨時用給水中に使用する場合は、使用者の変更を行わないことが条件である。

(複数の建物)

Q：建物が複数あり、各建物にて下水道への排水開始時期が異なる。

A：それぞれの建物で水道メーターが別の場合は、該当の建物の工事が完了し次第、排水設備工事完了届を提出すること。図面は他の建物の内容が入っていても構わない。該当の土地における全ての工事が完了したことが工事完了とみなさないため、下水道使用料の支払いを免れるために排水設備工事完了届の提出を遅らせることは処罰の対象になるので、注意すること。

水道メーターが同一である場合は、事前に下水道事業者と相談の上、メーター指針の写真を添付して使用開始等届にて「開始」の届出をすること。完了臨場検査日まで下水道使用料は、別途下水道事業者から請求を行うが、金融機関への直接支払いになるため、該当期間における使用者にその旨を説明すること。

※ 使用者の変更を行わないこと。

(工事に関係がないが下水道への排水がない)

Q：今回の工事には関係がないが、使わない水道（撤去や廃止はしない）に紐づいている下水道がある。

A：撤去の届出は出されずに排水設備がすべて撤去されてしまった場合は、下水道使用料を請求しないために使用開始等届にて「廃止」の届出をすること。

各種様式一覧

1 申込み関係（新規・通常）

排水設備計画確認申請書	2-3(1)、2-3(2)、2-3(4)、2-8(1)、2-8(4)、4-5(3)ア(b)、7-2(4)、7-2(7)イ、7-2(7)ウ、8-4(3)、8-4(4)、12-2
排水図面	2-3(4)、12(1)

2 申込み関係（特殊）

公共ます等増設（公費負担）申請書（第2号様式）	2-3(4)、2-3(6)ア、2-7(2)
公共ます等増設（私費負担）申請書（第3号様式）	2-3(4)、2-3(6)ア、2-7(2)
誓約書（受益者負担金）	2-3(4)、2-3(6)イ、3-2(4)③、3-2(4)④、12-1
下水道事業受益者負担金徴収猶予取消届出書	2-3(4)、2-3(6)ウ、3-2(4)③、3-2(4)④、12-1
下水道事業受益者負担金変更申告書	2-3(4)、2-3(6)ウ、3-2(4)③、3-2(4)④、12-1
取付管撤去申請書（第4号様式）	2-8(2)
除害施設新設等届	2-10(2)イ、4-5(3)、5-3(1)、6-2(1)
容量計算表	2-10(2)イ、4-5(3)、5-3(1)、6-2(1)
水洗便所改造資金融資あっ旋申込書	4-6(1)、下水道課にて
私道への公共下水道布設に関する書類	4-2(2)、4-6(2)ア、下水道課にて
私道における共同排水設備工事補助金に関する書類	4-2(3)、4-6(2)イ、下水道課にて
ポンプ補助金に関する書類	4-6(3)、下水道課にて
特定施設等の届出に関する書類	4-5(3)、5-2、下水道課にて

3 完了関係

排水設備工事完了届及び使用開始等届	2-8(4)、2-9(1)、2-9(2)ア、4-5(4)、7-2(7)ウ、8-4(4)、12-3
公共ます設置工事完了届	2-9(1)、2-9(2)ア、2-9(2)ウ、3-2(3)
図面	2-9(2)ア、2-9(2)イ、2-9(4)

4 開発行為及び区域外流入関係

物件設置許可申請書	7-1(1)、7-1(2)、7-2(3)、7-2(7)、8-4、12-1
誓約書（区域外流入）	7-2(7)ウ、8-4(4)
物件設置許可に関する工事完了届	7-2(3)、7-2(7)、8-4
公共下水道施設寄付申請書	7-2(3)、7-2(4)、8-4(1)
工期延長承認	7-2(3)、7-2(6)、下水道課にて

5 その他の届出様式

使用開始等届（第8号様式）	2-3(4)、2-3(6)工、2-9(2)、3-3、4-5(2)ア(a)、8-3、12-3
工事期間変更届	2-3(4)
確認申請取消願	2-3(4)
使用料・占用料減免申請書	4-5(2)イ(a)、下水道課にて
排水設備設置義務免除申請書	4-5(2)イ(b)、下水道課にて
排水量申告書	4-5(2)イ、下水道課にて